

(第一部分)

第六十四回
國會參議院內閣委員會會議錄

昭和四十五年十二月十日(木曜日)

午前十時四十五分開會

委員の異動

出席者は左のとおり

源田實君
山崎龍男

卷之三

委員長 西村 滉治

石原幹市郎

足鹿覽

委員

佐藤 隆

玉置
猛夫
義母

星野重次郎

山崎竜男君
鶴園哲夫君

矢山有作

片山武夫著

國務大臣 去務大臣 小林 裁台

外務大臣 愛知揆一君

法務政務次官 大竹太郎
去勢大臣官房長 安原美穂子

第一部 内閣委員会会議録第四号 昭和四十五年十二月十日 【参議院】

内閣委員会議録 第四号

立てられておるものであるうつうです。そうであるならば、客観的な事実として存在しておることは、これは一般的の常識から見て許されないことがあります。ところが、在日朝鮮人が旅券なり、あるいは登録証ですか、そういうもので訂正をやるんだとあります。そこをことさら無視するような法の運用といふのは、これは法の運用のたてまえからして大きな間違いであろう、こう思うわけです。でありますから、私は外国人登録法の運用の上からは、この客観的事実、嚴重な事実に即して朝鮮というものの国籍を認めるのが至当である、こういう考え方を持つております。

それからもう一つ、外国人登録法上の在日朝鮮人は外国人であるということは、これは否定できないことなんですが、これは外国人。しかも、その在日朝鮮人、これは国籍離脱の自由はあるはずです。在日朝鮮人がたとえば韓国籍を持つておったといったとしても、国籍離脱の自由はあるはずです。そして、これは在日朝鮮人がどこの国籍を取得しようかといふことも、これは在日朝鮮人の権利であろうと思うのであります。ところが、一方、國の側から見た朝鮮民主主義人民共和国は、在日朝鮮人を自国の公民であるとこれまで何度も主張しております。そうすると、韓国籍を離脱するようかといふことも、これはだれも妨げることはできない。しかも、朝鮮民主主義人民共和国は在日朝鮮人を自國の公民であると認めておる。であるとするならば、私は韓国籍から朝鮮籍への書きかえを日本政府が拒むということ自体がこれは私はたいへんな人権の侵害である。これが外国人登録法の運用の上からいっても私は許されることではない、こういうふうに思うわけです。それから、訂正の場合に、たとえば外国人登録法施行規則の九条の二などを見ますと、訂正する場合には、「外国人の旅券に基き」云々といふことが言つてあるようですね。ですから、たとえば在日朝鮮人の扱いの場合には旅券があれば旅券、旅券がないという場合は

は、いわゆる自國国民であることを証明する国民登録証ですか、そういうもので訂正をやるんだと、こういうことを主張しておられると思うんですね。ところが、在日朝鮮人が旅券なり、あるいは登録証ですか、そういうものを手に入れることと、日本登録証といつたようなものを手に入れることとができないという歴史的な背景があった。だから、たとえば終戦直後においては旅券に基いてやら、たとえば終戦直後においては旅券に基いてやることで朝鮮籍に扱われたでしょう。そうすると、これは私がそういういろいろなきさつから考えて旅券提示を求める、あるいは国民登録証の提示を求めるということは、これは朝鮮民主主義人民共和国に籍を認めようとする在日朝鮮人には不可能なことなんです。そうするならば、その在日朝鮮人の歴史的な背景から考へて、私はそこまで要求すべきではない。むしろ在日朝鮮人の意向とは、私は判断したらしいと思うのです。あくまでも朝鮮民主主義人民共和国側の国民登録証なり、あるいは旅券を要求されるというのであれば、それがなれば書き換えに応じられないというのならば、朝鮮民主主義人民共和国の往来の自由を認め、あるいは積極的にそうちした国民登録証などが得られるような便宜を供与すべきだと思う。そういう道を閉ざしておいて、そうして訂正を拒むといふのは、私はこれは間違ひじゃないか、どうなんでしょう。

○政府委員(吉田健三君) 幾つかの問題点を御質問なされたわけあります。第一に、北鮮に政権があるといふこの客観的事実はこれを否定いたしませんが、昨日も申しましたように、法律的に国家として認められていない国である。したがつて、法律上の手続においてはそこに問題がないことは、北鮮の国籍を取られるか、あるいはソ連の国籍を取られるか、あるいはアメリカの国籍を取られるか、それは本人がその手続に従つて自由におやりになればいいことで、私たちには何ら干渉いたしておりません。外国人登録の上から問題になりますのは、私たちはその人がどこの国籍を持っていますということを窓口で示していただきたいときに、ちょうど登記でいりますと、その人が印鑑証明を持ってこられたことによつて、なるほどこの人は本人に間違ひないといふことで登記を代わるものを持たれていたたかないと、それが自分の身分を証明する旅券もしくはこれに付属するように、入管行政の登録の窓口では、その外国人が自分の身分を証明することによって、これをただ客観的に登録するだけございます。したがいまして、ある書類を持ってきていただかないと、それが許可になつておる、私たちはそういう手続をとつて進めていただきたい、こういうことをお願ひしておる次第でございます。

○矢山有作君 いろいろおっしゃいましたが、話を詰めていけば、要するに朝鮮民主主義人民共和国は未承認国である、日本と国交がないからどうかといふことが唯一の理由になつておると思います、すべての根源は。ところが、私が先ほど言つたよ

うことをこつちが言う筋合いでないわけでござります。そこで第三点の、しかばん北鮮の証明をする書類をわがほうが認めて、これで受け取ってくれる基本的人権に反する措置を取つておるのではないかといふ御趣旨だったかと思いますが、この点は繰り返し御説明いたしておりますように、日本政府は何ら関係しておらない問題でございます。あらかじめ現在韓国人である人が、韓国の国籍を取つている人が韓国の国籍に従つてその離脱の手続を取つて新しいどこかの国の国籍を取れるということを私たちは何ら阻害もしておりませんし、かつ、日本政府の関係している問題でないわけでございます。ただ、ある国におきましては、御承知のように、その国民がその国籍を離脱していく際の非常に細かい規定を持つておられます。しかばん窓口に申請してきた人を全部ドアを閉め、それをその國が決定していることでは国籍の離脱を認めないと、そういう規定を持つておられる国家もあるわけでございます。しかし、それはそれぞれの國が決定していることでありまして、年齢が四十五歳になるまでは国籍の離脱を認めないと、そういう規定を持つておられる国家もあるわけでございます。しかし、それはそれぞれの國が決定していることでありまして、日本はどうからとやかくいふべき筋合いのものではなかろうと思うわけであります。したがい、まして、韓国人の方が、現在韓国の国籍を持っておられる人が北鮮の国籍を取られるか、あるいはソ連の国籍を取られるか、あるいはアメリカの国籍を取られるか、それは本人がその手続に従つて自由におやりになればいいことで、私たちには何ら干渉いたしておりません。外国人登録の上から問題になりますのは、私たちはその人がどこの国籍を持っていますということを窓口で示していただきたいときに、ちょうど登記でいりますと、その人が印鑑証明を持ってこられたことによつて、なるほどこの人は本人に間違ひないといふことで登記を代わるものを持たれていたたかないと、それが自分の身分を証明する旅券もしくはこれに付属するように、入管行政の登録の窓口では、その外国人が自分の身分を証明することによって、これをただ客観的に登録するだけございます。したがいまして、ある書類を持ってきていただかないと、それが許可になつておる、私たちはそういう手続をとつて進めていただきたい、こういうことをお願ひしておる次第でございます。

○矢山有作君 いろいろおっしゃいましたが、話を詰めていけば、要するに朝鮮民主主義人民共和国は未承認国である、日本と国交がないからどうかといふことが唯一の理由になつておると思います、すべての根源は。ところが、私が先ほど言つたよ

うあなたは何国人にならなければならぬんだといふ

稱を許すという状況にある、そういうときに、その客観的な事実の存在を否定する法の運用をやるうといふところに無理があるんだ、このことだけは私どもは強調せざるを得ない。法の運用というものはやはり客観的な事実に基づいて、それを尊重しながら運用するというのがほんとうのあり方だらうと思います。それをやらぬところに非常に無理が生じておると思うんです。

それから、もう一つ私どもの言いたいのは、在日朝鮮人が韓国籍を離脱したいというのは、それは国内法でいろいろ手続があるかどうか知りませんが、離脱をするという意思が明確になつており、そして朝鮮民主主義人民共和国のほうがこれを自國の公民と認めるということがあるんなら、在日朝鮮人のいままでの歴史的な背景、経過からいつて、そこに国民登録証を求めたり、旅券を求めて、明らかな証拠がなければやらないというのは、それは一つの無理なんだということをきのうから言つているわけです。

それからもう一つは、訂正の場合に窓口は縮めておらぬ、韓国と記載したことが誤りであったといふことが証明されるならば訂正にやぶさかでないといふ、こうおっしゃつておるわけです。しかしながら、四十年から四十五年の間に韓国籍から朝鮮籍へ訂正された者はわずか百三十人ほどしかないわけです。ただ最近になって、この八月以来、市町村長が独自の判断でこの訂正をやり出した。その時期から後になつて、法務省が経験に基づいて訂正をやるという案件が、市町村長の独自の判断でやつた案件よりも上回つたという現象が出てきた。これは、私は市町村長が外国人登録法の正しい運用でこれをやるべきだというので勇敢にやつておる、それに押されて法務省が最近それを早めただけの話だらうと、私どもは、うがつた見方といわれるかもしませんけれども、思つてゐるのです。第一に、韓国籍に訂正をしたことが誤りだつたということ、あるいは何か手続上にそこがあつたということを客観的に証明されたらということをおっしゃるのですが、これは客観的な証明

が非常にむづかしいということは、もう私はきのう議論したことですから、これ以上申し上げませ

ん。要するに、全体として私が最終的に申し上げたいことは、一つは法の運用において、客観的な事実の存在を重視して法の運用をやつてもらいたい

といふことが一つであります。しかも国籍については、国籍選択の自由、離脱の自由、そうして

朝鮮民主主義人民共和国がとつておる態度、これを十分認識してやつてもらいたいということであります。その際に明確な旅券等を要求するといふことは現在の情勢から困難なんでありますから、そのことはあなたの方知つておられると思う。あくまでもそれを口実にされるなら、私は国交復が

ないから、あるいは未承認国だから、そりやつたような朝鮮民主主義人民共和国の公民であるといふ証明が得られないといふことを、その得られないことの状態に置いたままそんなことを言うといふのは、これは人道上も許されないと思ひます。むしろ、未承認国であろうと、そこまで政府が国籍の問題についてがんばられるなら、私は在日朝鮮人が朝鮮民主主義人民共和国の公民であるといふ証明を得られるよう、積極的に協力する姿勢があつてもいいと思うんです。そのことが、私はこれまで政府がとつてきたこの問題に関する方針の混乱といいますか、非常な無方針といつて

言つても議論のすれ違ひだらうと思うのです。そこで次に移りますが、私はやはり通達だと、法の運用基準、こういったものは法律に従つてやられる場合、法の趣旨を生かす場合にのみこれが有効に作用するのであって、それが曲げられた場合には、私はそれはそのことのほうが違法だと思うわけです。でありますから、私は今回とつておる市町村の外国人登録法の運用——まあきのうの話でいいますと革新首長のところが多いといふ話であります。そのとつておる外国人登録法の運用が正しいと思つております。そのことを申し添えておきます。

それからもう一つ次にお伺いしたいのは、三十八年の十二月六日の法務省通達ですね、これは法務省管登合第七〇三号であります。これによりますと、「理由の如何を問わず、原票等の国籍欄を「韓国」から「朝鮮」に書き換えることは、原則として認めない。ただし、特別な事情によりこれを認めるべきである」と思料されるものについて

は、市町村長は、都道府県を経由し、事前に法務省に経同する」というふうにしてあります。でもありますが、私がいままで言つてきました議論からして、こうした通達を出すこと自体が、これは非常な間違ひじゃないか。韓国籍への書きかえはこれはもう市町村の窓口で認めておる。ところが朝鮮籍への書きかえについては原則としてこれを認めな

い。それどころではありませんね、さらに四十年の十月二日ごろに、この書きかえ申請を受理するこことすら市町村の窓口で拒否しろ、受理しないで預かり扱いにしろといふような極秘通達も法務省から出ておると、こういうふうに聞いておりまます。そういう事実がありますか。だとするとらば、これこそ私は法務省の独断的扱いに對す

べきのうのお話で聞きますと、田川の市長に対してもは職務執行命令を出し、それが拒否された、そこで訴訟提起のたしか方針であるといふふう伺つたわけですが、私はここまで至る間に、実際にこの外国人登録法の運用の問題について、自治体の首長と法務省とが十分話し合われたことがあるのかどうかといふことを聞きたいんです。特に法務省のいままでの在日朝鮮人の国籍の扱いに対する方針があやふやであつて混乱をしておるといふ事実があるわけですから、そういうふうな上に立つて外国人登録法を市町村長が運用していく場合にいろいろ問題があつたと思うんですね。その

点について、この状態に至るまでに市町村長と法務省とがじっくり話し合つたのかどうか、それと

言つても議論のすれ違ひだらうと思うのです。そ

いただく必要があるといふうに考えております。

ただいま御指摘の昭和四十年の通達につきましては、いま私の手元の書類つづりから調べておりますので、わかりましてから御返事申し上げたい

と思います。

○矢山有作君 この管登合第七〇三号です、韓国籍についてはこれを優遇し、朝鮮籍については不當な扱いをする、これは私どもは外国人登録法のたてまえからいたら違法なものだと思ってい

るわけですが、それだけでなしに、さらにそれに追いかけるように、書きかえ申請、訂正の申請があつたとき窓口で一切受けつけるなどどうしても受けつけなければならないときには預かり扱いにしろと、こういうふうな指導をするに至つては越権もはなはだし、法無視もはなはだしいと思うんですが、これ、やつておるはずです。わかりませんか。

○政府委員(吉田健三君) この管登合第七〇三号です、いま調べているところでございますが、受けつけはいけないということはおそらくはずだと思ひますが、いまもう一度確認いたします。責任ある御返事を申し上げます。

○矢山有作君 それではその間ほかの質問に入ります。

きのうのお話で聞きますと、田川の市長に對しては職務執行命令を出し、それが拒否された、そこで訴訟提起のたしか方針であるといふふう伺つたわけですが、私はここまで至る間に、実際にこの外国人登録法の運用の問題について、自治体の首長と法務省とが十分話し合われたことがあるのかどうかといふことを聞きたいんです。特に法務省のいままでの在日朝鮮人の国籍の扱いに対する方針があやふやであつて混乱をしておるといふ事実があるわけですから、そういうふうな上に立つて外国人登録法を市町村長が運用していく場合にいろいろ問題があつたと思うんですね。その

点について、この状態に至るまでに市町村長と法務省とがじっくり話し合つたのかどうか、それと

○政府委員(吉田健三君) 地方自治体の独立性といふことを十分尊重して、お互に了解し得るべき点があるならば、これを尊重したいという精神で連絡をとつてやつてまいつたつもりでございます。

○矢山有作君　ただ連絡をとつてまいりたといつても、その連絡は、單なる通知を出したり何かをするんでなしに、私は、あなた方が革新市長と言つてゐるそういう方面から、積極的にこの問題について話し合いを申し込まれてきたことがあつたと思うんですが、そのときはもう話し合いはさせなかつたわけでしょう。どうなんですか。

○矢山有作君 私はこういう問題については、先ほども言いましたように、これまでの法務省のとつてきた方針なり、あるいはそれに基づいて法の解釈上いろいろな問題があるわけですから、私は十分な話し合いでを開いていく努力をやられるべきだつたろうと思いますが、いまの答弁だとやつたという話です。私どもは十分煮詰まつた話し合いはされておらないというふうに聞いておりますので、法務省のいまの御答弁とは食い違つわけですが、訴訟提起の方針だということで地方自治体をおどしあげることだけが能ではないのでありますまして、特に問題のある事件でありますから、これは十分な私は話し合いをやつしていただきたいと思うんです。訴訟の提起をされたからといって、法務省のほうが大手を振つて、これで訴訟で勝てるんだというふうにお考えになつたら、まさか考え方過ぎではないか。これまでの国籍に対する扱いからいって、法務省も自分たちのいわゆる不統一といふか、その点はやはり十分反省がつてしまかるべきじゃないか、こういうふうに思つておるわけです。

○政府委員(吉田健三君) その点に関しましては、まだ仮定の問題であるわけでございますが、いまの時点では、私自身も地方自治法の詳細な専門ではございませんので、専門家の意見を確かめてから御返事申し上げたいと思います。

○矢山有作君 しかし、局長さん、これはそう軽く言える問題ではないでしょ。田川市の問題についてどうされるかと言つて聞いたら、この委員会の席上で、行政訴訟提起の方針だと言つて言い切られたわけですから、行政訴訟を提起すると言つた以上は、その訴訟提起をした場合に、一体その訴訟の継続中に、結論が出ないうちに首長の任期が切れた場合には一体どうなるのかというふうを、これはよくお考えになつておかないと、これは重大な問題だと思うんですよ。だから、この点の研究が不十分であるということであれば、きょう私はあえて追及いたしませんけれども、この点は十分研究があつてしまふべきだろうと思います。この点については学説も分かれておるようですが、ありますけれども、どちらの判断に立つかで重大な相違が結論には出てくるはずでありますので、そのことを申し上げておきたいと 思います。

まあいろいろときのう来、行つたり戻つたり、あるいは重複を繰り返しながらいろいろと議論をしてきたわけでありますけれども、私どもはこの国籍問題の扱いについては、まとめて申し上げますと、今日まで在日朝鮮人といふものの歴史的な背景、さらに在日朝鮮人の国籍に対する戦後の政府の扱い方等々から考えましたときに、いまのよううに韓国籍を取得する者についてはきわめてこれは、何というのですか、優遇をし、朝鮮籍取得についてはきわめてきびしく規制をしていくといふやり方は、私どもは在日朝鮮人の間に差別を持ち込むし、さらに、在日朝鮮人の人権侵害にもつながる重大な問題であらうと思います。特に外国人ね。

登録法の適用をつきましては、政府としては車輪がないとかということに力点を置いてお考えになっておるようありますけれども、私どもは、法の運用というものは、やはり存在する客観的事実を尊重して法の運用をしないという、そこに大きな矛盾撞着を起こすということは、今日の在日朝鮮人の国籍問題で明らかに証明をされておると思うのです。したがいまして、私どもは、この扱いについては客観的な事実を尊重するという立場に立つての法の運用というものを強く希望いたすわけであります。あくまでもそういう点にこだわられるのであるならば、私はこの国籍の扱いについて、いまのようないくつかの問題でありますから、これについての国籍選択について、政府が言つておるよう、国民登録証、旅券が必要であると言うなら、それが得られるような便宜というものを最高限度に私は在日朝鮮人に与えていく、それが当然のやり方ではないか、こういうふうに考えております。したがいまして、この問題に対する政府のやり方に對してはきわめて不満であり、きわめて違法な扱いであるといふことを私どもは申し上げて、きょうは、これまでの質問を終わりたいと思います。

質問を終つたあとで申し上げるのもおかしいな点もありますが、先ほど言いました四十年の十月二日に出した、私が指摘した通達、これについてはひとつ後ほど何らかの方法で御連絡を願いたいと思います。いいですね。

○委員長(西村尚治君) 速記をとめて。

○政府委員(吉田健三君) 御返事いたします。

○委員長(西村尚治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西村尚治君) 速記を始めて。

○鶴園哲夫君 法務省の設置法がかかりました機会に、機構の問題について法務省の見解を承つておきたいと思いますが、実際は、この間の十一月

二十日の機構の側面については、この問題は御承知のように人事院の勧告の完全実施についての閣議決定がなされました。それで同時に、そういう趣旨の閣議の取りきめが行なわれまして、それに基づいて十一月の二十日に機構の問題についての閣議決定が行なわれておりますから、したがいまして、給付金を審議します際に、あるいはその際に行政管理局長官も出席を願つて、それでその席上で伺いたいと思っておられるわけですけれども、せつからく法務省の設置法がかかるておりますから、あの閣議決定について、法務省に關係する分について見解をひとつ伺つておきたいと思います。御承知のように、閣議決定の中の、第2の1の(1)になりますが、ブロック機関を持つて、そういう下にある県の機関、これを原則として五年の間に廃止するという考え方ですね。これは法務省だけの問題ではなくて、運輸省もありますし、建設省もありますし、農林省もありますし、いろいろほかの各省にも關係しているわけですけれども、この問題についての法務省に關係しましての分、つまり民事局の下にあります管区にある法務局、それから各県にあります四十一あります地方法務局、その場合の、四十一あります地方法務局、これを廃止するという考え方だと思うのですけれども、これについての法務省のひとつ見解をまず最初に伺つておきたいと思います。

しておりますが、いわゆる行政機能を低下させてしまはなりませんし、一方におきましては職員の待遇の問題、あるいは職員の士気の問題にも関係いたすものでございますので、ただいま関係局と協議をいたしまして、どういうふうな対処方法をとかについて慎重に検討中でございます。

○鶴園哲夫君 これは先ほど申し上げましたように、給与を審議します際には、いわゆる行管長官に対しましても、さらに内容の具体的なものに入つて伺いたいと思っておりますが、きょうは法務省だけの問題につきまして、いま私がここで問題にいたしております、よく私どもの身のまわりで密接な関係のありますところの登記所の関係です。これは各省それぞれ違うと思うのですけれども、たとえば国税局、これは御承知のとおりすぐ目の前にあるわけですが、また密接な関係がありますが、これは御承知のように十一の国税局が、管区といいますか、十一の管区があつて、そして税務署が大体四百九ぐらいですか、ある。したがつて、県の段階ではそういう機関を置いてない。何かこれが一つの機構のモデルみたいに考えられておるというような気がするわけなんですけれども、たとえば、いま問題になつておりますが、これは私も従来から法務省設置法がかかりますたびに、いろいろ論議いたしましたでけれども、出張所だけでも今日でも約千七百ぐらいの、千七、八百でしようね、出張所があります。さらに支局だけでもこれまた二百六、七十か二百八十くらいの支局がありますし、それから仕事そのものがなかなか、窓口を直接国民に開いておる、しかも非常に土地建物というたいへん広いものを相手にした仕事なんですが、そういうたいへん地方に散らばつている、千七百も散らばつているそういう機関というのを、県の段階を除いて管区で監督するとかといややり方は、これは行政能率の上から言いましても非常に私は問題があるのじやないかといふうに思うわけでして、ですから行政機構として一つの典型とも考えられますところの国税局、十一

ある国税局と、そして四百九十ぐらいある税務署と、こういう機構とはこれは別に、ある意味では質的に違つたものとして考えていく必要があるのではないか。ただ、ブロックがどうだ、県がどうをいたしまして、どういうふうな対処方法をとるに、給与を審議します際には、いわゆる行管長官に對しましても、さらに内容の具体的なものに入つて伺いたいと思っておりますが、きょうは法務省だけの問題につきまして、いま私がここで問題にいたしております、よく私どもの身のまわりで密接な関係のありますところの登記所の関係ですね。これは各省それぞれ違うのですけれども、たとえば国税局、これは御承知のとおりすぐ目の前にあるわけですが、また密接な関係がありますが、これは御承知のように十一の国税局が、管区といいますか、十一の管区があつて、そして税務署が大体四百九ぐらいですか、ある。したがつて、県の段階ではそういう機関を置いてない。何かこれが一つの機構のモデルみたいに考えられておるというような気がするわけなんですけれども、たとえば、いま問題になつておりますが、これは私も従来から法務省設置法がかかりますたびに、いろいろ論議いたしましたでけれども、出張所だけでも今も御指摘されました第1の(1)のところで、一庵、ブロック機関の下にある府県単位機関は廃止されると、こうなつておりますが、現地事務を処理する機関としては残せる余地があるわけでござります。そこで、法務局の仕事の内容を見ますと、先生も御指摘されました第1の(1)のところで、一庵、ブロック機関の下にある府県単位機関は廃止されると、こうなつておりますが、現地事務を処理する機関としては残せる余地があるわけでござります。そこで、法務局の仕事の内容を見ますと、

○説明員(石原一彦君) ただいま御指摘のようになりますが、八つの機関で千七、八百のものが一体監督ができるかどうかにつきましては問題があるのではないかと思つております。ただ閣議決定の、先生も御指摘されました第1の(1)のところで、一庵、ブロック機関の下にある府県単位機関は廃止されると、こうなつておりますが、現地事務を処理する機関としては残せる余地があるわけでござります。そこで、法務局の仕事の内容を見ますと、

○鶴園哲夫君 閣議決定の中で、いま秘書課長が御指摘になりました、県単位の機関を廃止する、なお、これに伴つて特に必要がある場合は、「特定の現地的事务を処理する機関を所要の地に配置する」と、こういうことが載つてあるわけなんですね。これはやはり各県漏れなく置かざるを得ないと、こういう名前に変えるというだけにすぎないよ

うな気がするのです。こういうものは、ややもしもすると府県の機関はなくなつてしまつて看板を塗りかえたという、実際の仕事をやる上でそうならないを得ないのでないかと思いますね。そうしますと、こういうものは単に名前を変えただけで実質は変わらない、かえつてむしろ業務の上についてはこれは国民に与える、国民の受け取り方としましても妙な感じになつてしまふ。むしろこのまま置いて、特に看板だけ塗りかえるようなふうな機構を取り扱つてゐる者としてはどうも納得できませんで、私はこれはどうかと思ひますけれども、実際管区の法務局、あるいは県にあります地方法務局、そういうところへ若干伺う機構があるのであれば、さらに支局、それから出張所へ伺つてみますといふ、これは県よりもむしろ管区のほうが問題があるのではないかという気がするくらいですね、はつきり申し上げかねますけれども、県の機関といふのはこれは廃止してはならないのではないか、どうしてもあれだけの、千七、八百という出張所があるわけですから。しかもそれがたいへん忙しい職場になつておりますので、しかも国民の財産を管理しているといふ非常に貴重な仕事をしておりますし、最近また非常に多忙をきわめている、そういう役所であるから、県の機関を廃止するということは、これはどうもたいへんじやんだと思う。まあ、管区がどうだといふことはちょっと言い切れませんけれども、県の機関を廃止するということは、これはどうもたいへんじやないかと、このように、日ごろそういう感じをいろいろ説明している段階でございますので、これ以上申し上げることはひとつ御容赦願いたいと思うのでございますが、先ほど申し上げましたし、先生も御指摘のよう、行政能率、事務能率、行管長官がどうだといふことはございませんが、今まで担当者の間に協力関係によりましていろいろ説明している段階でございます。いままつた御方針ということをございますが、目下、政府部内で担当者の間に協力関係によりましていろいろ説明している段階でございます。いままつた御方針といふこととおことばをいたしまして感謝しているところでございますが、すでに御承知のよう、地方法務局、法務局ともに登記、戸籍、供託あるいは人権相談、それから訟務と、いづれも現在の国民生活に密着しておりますが、そのために必要な事務をいたしておられるわけでございます。それが簡単に廃止できるものではないということは常識をもつていたしまして、そ

度の閣議決定では、プロジェクト機関につきましては、八つ以上あるところを縮まらないかという趣旨の文はございますが、当面いまのプロジェクト機関を廃止するとは言つていいわけでございまして、その点を対象にいたしまることは、はたしていかがなものであろうかということでおりますし、またそういう関係から、いまこの段階で私の口からプロジェクト機関と地方法務局のことについて申し上げることは、やや軽々には申し上げにくい段階にございままでの、その点はひとつ御了承を願いたいと思います。

○鶴園哲夫君 まあごもっとものお話を、そのとおりだと思います。で、私も冒頭に申し上げましたように、やはりこの問題は行政管理庁長官に御出席を願つて論議をしなければならぬと思っております。どうも非常に画一的な決定といいますか、まあ閣議決定すればそういうことになるのだとうと思いますけれども、しかし、各省の関係でまいりますとどうも画一的なよう見受けられますね。ですから、先ほど申しましたように、これはどうしても建設省の設置法か、あるいは給与法を審議します場合に、行政管理庁長官に出席願いまして具体的に論議をいたしたいと思っております。この点についてはこの程度で終わります。

次に、法務省の設置法がかかりますと、いつも私は機会あるごとに法務省のほうに要望やお伺いをするわけですからども、出張所にいきますと、まあ最近はほとんどの庁舎がよくなりましたが、しかし、入ってみますと、公務員とそうでない人、ちょっと区別がつかないですね。庁舎に入つてみますと、一体公務員は何人いらっしゃるのかとまず伺いたくなる。どう見ても公務員は三人しかいないで、公務員以外の人が一生懸命法務局の庁舎の中で公務員に劣らず仕事をしておる。これはもう至るところ、出張所やら支局にいきますと、これはしょっちゅう見る風景なんですね。これは県の法務局でもそうです。中に入つて

みますと非常にたくさんの人人がいらっしゃって、こんなにいらっしゃるわけがないと思いますと、どうもやはり外から的人が——それが單にものを聞きにきているとかなんていうのじゃなくて、実際に机の上で仕事をしている、要するに、仕事をしているという感じですね。事務をとつてると、いう感じの状況なんですね。それで、私はまあ機会がありますと、内閣委員会におきました関係もありますが、一体これはどうことなんだろうと、いうふうに聞くわけです。そうしますと、アルバイトといいますか、臨時職員といいますか、そういう人もおられるようですがれども、それ以外に業者の側の、業者といいますか、不動産の関係とか、あるいは土地改良区とか、あるいは区画整理とか、そういうところから相当な人が入り込んで、そして中には机を持ち込みまして、公務員と同じく、そういう問題について、これは一体どういうふうに法務省としては、あるいは民事局としては考えていらっしゃるのかというのを日ごろ思ふのですけれども、その点についてひとつ見解を伺っておきたいと思うのです。

ましては、たいへん役所の姿勢といたしまして申
しわけないことであると考えております。いま申
しましたような方策を講すべく、せつから努力を
いたしておりますので御了承をいただきたいと思
います。

○鶴園哲夫君 私はちょうど十年前に同じく
ような問題を伺ったわけです。それから十年たっ
て、ますます減少しているのではなくて、ますます
すどうもそういう傾向が盛んなようですね。つまり正規の公務員、正規の公務員というとおかしい
が、国家公務員のほかに外から入って仕事をして
いらっしゃる方が非常に多い。これはどうも減って
いるのではなくて、だんだん増加しているとい
うふうな感じを持つわけなんです。感じじやなく
て、私はそう思っております。それで、いまお話を
のように、確かに定員の増につきまして努力をして
おられるわけです。毎年何とかの定員が増加して
しているということは承知いたしておりますが、それが中止
なかなかその問題が解消しないで、いま私が申し上
げたように、だんだん込んできているという状
況じゃないかと思いますね。で、かつてこの委員会
でも問題になったことがあります。それは法務局
で登記料として一体どのくらいの手数料を
取つておられるのか、収入があるのかというふうな
に伺つたこともありまして、今日一千億ぐらいの
手数料の収入があるのだ。それで、これを問題に
いたしましたときも、たいへんな収入があるのだ
から、そういう点からいえばちょびちょびした定
員の増員ではなくて、相当程度増員を想い切つて
やつたらいいんじゃないかという論議も行なわれ
まして、たしかこの委員会で附帯決議がついたよ
うな私は記憶もあるわけです。ところが依然として、いま私が申し上げたように、解決に向いてい
るのではなくて、ますます部外者のはうがふえ
る。全体はどうかわかりませんけれども、私が行な
くところではそうですね。東京の場合もそうです
ね。それから私のほうの県でも行くところはそうち
いう状況ですね。一体どういうわけでこれが解決
の方向に向いていないのかどうか、その点につい

○説明員(住吉君彦君) 昨今、部外応援といいますが、これの目立つ事象の原因の一つは、やはり公共事業が年々相当活発になっておりまして、特に登記所の体制といましては、たとえば土地改良とか、あるいは国土調査等は主として農村地区で活発に行なわれております。それを受けましての登記事務の処理機関といましては、比較的小規模戸が対応する登記所としてござります。ところが、いま申しますような公共事業は、集団的にと申しますか、俗語で恐縮でございますが、いわば集中豪雨的に殺到してまいります。多大の大きさの定員をかかえております大規模の登記所でござりますと、ある程度人のやりくりができるまして、御迷惑をかけずに済むとは思いますが、ども、いま申しますよな特殊登記は、そのような事情がございまして、なかなか定員職員でもついて対応しきれない面がござります。そういう場合に私どもいたしましては、よりの登記所から定員職員の応援を出すというような態勢も一方でできしております。それから先ほど申しましたように、事務の機械化、合理化でございますが、この点につきましては、やはり登記所が高度に分散をしておるというところにも一つの原因があるのであります。それから先ほど申しましたように、事務の機械化、合理化でござりますと、ある程度まとめた機械が入られるとか、あるいは事務処理工程が分業にならじむということにならうかと思ひますけれども、ただいま例にあげました土地改良、あるいは国土調査等々の特殊登記事件は一人手——たった定員職員が一人しかいない、あるいは二人しかいないなど、三人しかいないという、比較的登記所の機構で見ますと、小人数手に事件が出てまいりますもれども、年々その部外応援があえておるというることは私はないと思っております。

が建つて、そこの人気が登記所に出勤しているのですね。そういうところは相当あるのではないか。もう一緒におったほうがいいのではないかと私は思うくらいです。区別がつかぬのはなあ建物が建つて、あつちにも建物が建つて、こっちにも建物が建つて、一緒に区別がつかないというのではありますね。それで、われわれから見ました場合に。もう事務所をつくつておるのですから。建物をつくつてしまっているのですから。そしてもう出勤しておるわけですが、一緒に区別がつかないこういう役所をつくつておるのですから。建物をつくつてしまっているのですから。そしてもう出勤しておるわけですね。むしろそういう形態が順次にやはりふえているのではないか。その登記所の隣にも隣にも建物ができるままで、そこからもう出勤しておるわけです。あつちに行つたりこつちに行つたりして仕事をする。同じように中で仕事をしているようなものだ。それで差しつかえないものですか。仕事の面について、あるいは登記の面について、差しつかえないものかどうか。あるいは問題が起きないのかどうかという点ですね。私は国民の立場から言いますと、非常に迷惑だと私は思つてゐる。それというのは、登記所の登記簿を独占しておるので、だから、国民は借りようと思ってもできないのです、つかまえておりますから。一日じゅうでも、三日でも四日でも握つておる。それを見せると言つても見せるわけにいかない、握つておるので、そこはちょっと、私は多少問題があるので、ではないかと思うのです。そういう点について、○説明員(住吉君彦君) ただいまの御質問は、おございます。全国的に見ますと、登記所のものもさることながら、そこは司法書士の事務所ではないかと思います。○鶴園哲夫君 司法書士だけではない。土地改良もつくっているのです。

おりまして、そういう事務員諸君が登記所に出てまいりまして、御指摘のように、その登記簿を独占して、一般公衆の閲覧を妨げているという事象は、あるいは一部にはあるかと存じますが、それども、その点につきましては、昨今情報化時代と申しますか、登記簿の原本抄本の需要が急増してまいりました。そのため性能のいい複写機等を備えまして、できるだけその需要に沿うような供給体制を可能な限りにおいて講じておりますけれども、やはり該当の登記簿の中から所要の登記用紙を取り出し、そして複写機にかけるところまではこれは手作業でやるのでございますから、その点の手不足から司法書士の事務員が登記所に入ってきているという事実、これはございます。そういうことによって国民一般が迷惑、あるいはその事務処理上いろいろな不都合が生ずるのでないかという御指摘でございます。登記簿の競合と言いますか、たとえば登記簿が数筆の、あるいは数個の土地、建物が一つの「バンダ」に入っております。そうして登記所の職員が登記簿に書き込む作業も、あるいは一般に閲覧に供する場合でも、同一の登記簿が数個の事務処理工程において競合するという状況は、これはございます。したがいまして、現在とております方策は、一冊の登記簿の中にできるだけ土地の筆数あるいは建物の個数を少なくしよう、すなわち、言い換えますならば、登記簿の薄手化、これを現に実施しておりますし、また申しますように、登記簿の薄手化もはかりまして、利用状況が潤滑に処理できるよう考慮しております。

るのじやないですか、東京の場合は、なかなかあります。登記所の運営そのものについても問題があります。いまの司法書士の問題をめぐっての問題、いろいろありますけれども、われわれ一般国民として行つての感じは、これはとてもまたへんとあります。だという感じですね。ちょっとわれわれでは寄りつけないという感じですけれども、そういう点についての薄手化とか何とかいう努力をなさつていらっしゃるのでしようが、いつも問題になります。定員増の問題についてどういうような努力を払われてるのか。私の記憶では、大体一年に三百名近く、百二、三十名か百七、八十名程度増員になつてゐる。非常に記憶しております。けれども、しかし、法務局としては、あるいは法務省としては、定員としては何か相当大きなものを要求している。四けたぐらのものを要求している。確かにその程度の人は要るのだろうと思うのですね。しかし、実際はまあ二けたか三けたもいといろいろないか。非常に少ないという感じですね。そういう面についての前進はもう少しはかかるものかどうかということをいつも感じます。そういう点について見解を伺つておきたいと思います。

業から機械作業へ移行できるものは、できるだけ機械にゆだねるという努力もやはり欠くべきではなかろうかと思ひます。現在法務局でせつかいくただきました定員も、新人採用難というようないい印象を受けたのですね。まあどうやらこれは片づけの事務処理をやっておりますけれども、その手作業を反映いたしまして、十分欠員の補充もできないという状況にございますので、そういう二つの方策をかね合わせて、場合によれば、現在の法務局の所掌する業務の中で、法律上の規制から、場合によれば、そこである程度はおれるといえども、それはございませんが、省略してもいい事務工程があるのではないかという法制上の問題、それから機械化の問題、合理化の問題、それから定員増と語弊がございますが、省略してもいい事務工程がいろいろよくな、そのような各種の問題を総合して、極力努力をいたしておりますつもりでございます。

なことが私は定員の問題についても、ふやすといふ問題についても法務省というのは弱いのではないか。弱いというと語弊があるかもしれませんけれども、各省と若干違つた部局長、課長の構成などはなつておりますから、行政官としてはふなれだといふ点があるいはあるのかもしれませんですが、れども、私はあると思っております。どうもまあいいで、言えども、各省と若干違つた部局長、課長の構成などはなつておりますから、行政官としてはふなれだといふ点があるいはあるのかもしれませんですが、れども、私はあると思っております。どうもまあいいで、税通のごときをなぜもつとでいるわけです。ですからこの委員会でも、一千億円か、あるいは七、八百億円の収入というものはあるのではないか、そういう点も材料にして、積極的にその定員の増加について努力すべきじやうめいが、という話まであるくらい、妙な話ですけれども、そういう話があるくらいですから、私はいま定員の問題についても、もう少し積極的な努力を要望したいです。ひとつ事務次官が民事局長見をおられますが、見えてない——一べん民事局長見ておられますが、見えてない——一べん民事局長の顔を見た上で聞きたいと思うのです。税通問題も弱いと私は思いますね。一べん見解を聞いておきたい。

少なくとも三人とか五人以上にいたしまして、それいたしました。国家総定員法の関係からいたしました。と、よその府のこと申し上げて恐縮であります。が、法務省内部だけの関係では、なかなか定員満員の関係もございまして、むずかしいわけでござりますから、やはり行政管理庁その他からいたしまして、役所の中では、時代の変遷からいたしまして、相当減員できる役所もあるやう聞いておるわけござりますので、そういう面と、そういう役所とのかね合わせの上で、法務省の特にこの登記事務の管理関係の人間を相当にあやして、今まで以上相当地あやしていただかなければまらないものか、そうしていただきたいということで、私どももその方面からも行政管理庁その他にもお話をしているわけでございます。

いずれにいたしましても、この登記事務というのは、国民の権利義務に関する役所でございますので、先ほども御質問がありましたように、だれでもが入ってきて、大事な書類その他をかつてに――相当の監督はしておりますけれども、それを何といいますか、自由に取り扱っているというようなことは、たいした間違いも今までのところはないようでござりますけれども、そういうような面から見ましても、非常に不都合なことでござりますので、そういう面からいたしましても、御趣旨に沿うように努力したいというふうに考えております。

○委員長(西村尚治君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

○委員長(西村尚治君) 法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
御質疑のある方は順次御発言を願います。

○峯山昭範君 今回の法務省設置法の一部を改正する法律案の審議に際しまして、二、三質問したいと思います。

私は、今回の中に出てまいります拘置所移転等、種々問題もございますが、実はこの当局から提出されました資料によりますと、監獄法といふのが記載されておりますが、監獄法といふのにつきましては、種々衆議院の委員会等でふ質問がされているようになりますが、実はいろいろ読んでみまして感じましたことをちょっと質問したいと思うんですが、監獄法という法律は一体どういう法律なのかですね、基本的な考え方を教えてもらいたいわけですが、要するに国と受刑者といいますか、在監者といいますか、そういうような人たちの、国といわゆる在監者との間の法律関係を規定したものであるのか。または私がまあ感じるところ、どうもそうでもなさそうな気が感じんですね。いわゆる行刑の管理といいますか、そういう人たちに対する訓令といいますか、または執務規定といいますが、そういうふうなものが中心になっているようにも思うわけです。それで私はこの基本的な理念は一体どういうぐあいになっているのか。少なくとも私が思うのには、この監獄法という法律は、少なくとも受刑者の法律的な地位を高めるものでなければならぬ。こういうぐあいに私は思うのですが、この点について最初に大臣の考え方を伺っておきたいと思います。

○國務大臣(小林武治君) これは端的に申せば、要するに確定判決を受けた者を社会から隔離して収容する。同時に受刑者がその適切な生活をする。そしてあとうならば社会復帰ができるような教育その他の面においても配慮をすると、こういいました。

うことでございまして、要は刑務所といふものがあることを監獄法で定めると、こういうことでありますて、このお話しの、いまだ監獄法などといふことはを使わざるを得ないことを非常に残念に思いますが、そういうことでございます。
○峯山範君 ということは、どうも監獄法という法律、いま大臣も残念とおっしゃいましたが、この点についてもあとでまたお伺いしたいのですけれども、少なくとも國の刑罰、刑事訴訟法となり、そういうふうなあらゆる法律によつて罰せらるべきであるところの、いわゆる受刑者、在監者といいますか、そういう人たちと國とのいわゆる法律關係というもの、そういうふうなものを見定した法律じやないようには思ひません。もつとわかりやすく言ひますと、受刑者の身分保障的なものが実際この法律の中に盛り込まれてないよに思ひますが、そのために、この法律全部を見てみましても、この總則の第一条からばつと見ましても、初めに普通は法律の目的とか何とか、いろいろなものがあるわけですが、この法律ではしょっぱなから「監獄ハ之ヲ左ノ四種トス」、こういうぐあいにありますて、相當古い法律でありますので、不備などころもあるとは思ひますが、いずれにしても、私はもつと何というか、受刑者の地位向上を目指したような法律にすべきではないかと思ふんですが、こういう点についてはいかがでしょうか。

を早くひとつ可能ならしめる方途を講ずると、昔のような單なるこらしめのための手段ではないと、こういう考え方をいたしておるわけでありまことに、そつことうなづき

して、実際の運用面においては、しますのよどみます。
え方が出てきておるのであります、法律そのものが変わつておらぬから、いかにも旧時代的な、
単なるこれを隔離して、そして懲戒をするんだけれども、
と、こういうふうな考え方が多く出ておる。しかしながら、
がつて早く直すことがとにかくいまの人権擁護法の
的なものの考え方を入れたもので改正するといふ事
ことが急を要するといふふうに思つております。
○峯山昭範君 大臣のおっしゃるとおりだと思ひます。
ます。まあ、法律がこうであるから、現実に人権

を無視されたようなら扱いをしてしまった時は私も専ら思ひませんし、昔のようにいましめとか、こらしめたりするような点より、いま大臣おっしゃいましたような、確かに教育的な、または更生的な面に力を入れてやつていらっしゃるとは思います。いずれにしても、そういう点に力を入れて、今後改正される場合、そういう点にも取り組んでいただきたいと思つております。

次に、すでにこの問題については、弁護士連合会からも、現行の監獄法の改正につき

ましては、すでにいろんな意見書等が出ておるとうであります。が、まず先ほどから大臣おつしやつておりますように、監獄ということばについて、私は、実は今回の改正法が出るまで詳細に見て

おりませんでした。実際今回のこの法律が出来まして、この法律を読んでみますと、至るところに懲罰、何といいますか、暗い印象を与えるようななところが続いているわけです。先ほどもおっしゃいましたように、確かに調べてみますと、四十一年頃

に制定されて以来、ほとんど改正がされておらぬといふ。しかも昔の何といいますか、牢獄といいますか、そういうような感じの非常に暗い印象を与えるわけです。現実に法務省内の部局では、調べてみると、大正十一年まであつた監獄局というものが、矯正局に変わっておりまし、また、監獄の名称でありましたのが刑務所と、こうそれぞれ変

わっておりまし、私はこの監獄という名前自体がすでに改正するほうが多いのじやないか、現在私たちの時代に不相応、こういうやうに思うのですが、まずこの名称の問題については、大臣いかがでしよう。

○國務大臣（小林 武治君） これはもうとうに改正すべきで、大正何年かに、すでに實際においては日本では監獄というものはない、刑務所あるいは拘置所と、こういうふうに呼んでおりまして、とうに当然いまの実際の施設を刑務所と称する際に改正すべきものをそのままにしておいたと、しかし、時代は進むから、この監獄法をそのまま施行できないと、こういうことのために、これらはほとんど省令、通達、公達、こういうふうなもので切り張りでもつて始末をしてきておると、こういう状態でございます。

これはまあ非常に遺憾な状態でありますて、現に私どもは監獄ということばは使っておりません。したがつて、今度の法律改正にもそういう前時代的なことばを追放する、こういうことに大きくなねらいがあり、私どもはまだ名前はきめていませんが、たとえば死刑施設法とか行刑法とかいう、そういうふうな名前にしたいと、少なくとももう監獄なんということばは早くにひとつ追放しながらやならない、かように考えております。

○峯山昭範君 全く大臣のおっしゃるとおりだと思います。

そこでまあこの監獄ということとにかくることばでありますけれども、外国では一体どういうふうな名前を用いているのか、また、日本のこういうような刑務所と外国の刑務所とは、一体どういうふう点がおもに違うのか、そこら辺のところについて

て概略お伺いしたいのです。

本語にいたしますと行刑施設と申しますか、シナリオアレンジメントなどと申しますか、シナリオアレンジメントといふことは直つておきます。最近の国際連合の規定等によりますと、やはり行刑施設的な感じの用語が多いようになります。

それから処遇でございますが、処遇で著しく違いますのは、刑の内容といたしまして各国によつていろいろな状況は違いますけれども、まあ刑罰の執行——いづれも刑罰の執行でございますが、その非常につらいという度合いがだんだんと緩和されると考えて申しますと、日本の旧北海道開拓時代、大雪の降っているところに囚人を繰り出して森林を開拓し、道路をつくつたと、非常につらいい、いわゆる苦役、懲役という感じでございますが、最近は工場などにおきましても、凍結を防止する程度のあたためる装置を入れるといふふう

に、だんだんと苦痛を緩和するという方向に、一歩
に申し上げれば行っているのではないかと思うわ
けでございます。

○國務大臣(小林武治君) 私も、率直に申して、ますが、現在どういうぐあいになつてゐるのか。改正のめどといいますか、こういうあうなものは、いつころできる予定なのか、そちら辺のことについてお伺いしておきたいと思ひます。

法務大臣になるまでは監獄なんということばはもうなくなつた、監獄法というものはもうないと、

とさえ私は国会でも申したのであります。が、長い間これはもう準備会等で議論ばかりしておつて、結論を出さない。これは一番悪いことであります。何年議論したって結論が出ない。したがつて私は、これはとにかく二つも三つも意見があれ

は、その一つにきめる以外にないのだからきめていきなさい、こういうことで、私は先般の通常国会におきましても、次の国会には必ず提出いたしますと、こういうことを聲明したのでありますて、それによりましていま作業を進めている。私が、二、三日前にも、局長さんにも次官さんにも、次の通常国会にとにかく出す、これを前提にして進めろ、しかし、この法律は、やっぱり刑法なんかの関係が非常に強いから、やっぱり法制審議会に付議しなければならぬということでありまして、私ははどうしても三月の初めくらいまでには

国会に提出したい、それには法制審議会でも一ヵ月余の審議期間が必要であらうから、少なくとも一月下旬までには法制審議会に付議すべしと、こういうことを私は事務当局に強く指示をし、それで、それはそういたしましようということになつております。ですから、そういうことで私は国会には少なくとも三月初めには提出しなければなるまいと、こういう予定でいま、要するにもう次官が先頭に立つて、みんなこれはきめなさいといふことでやつておりますから、そういう順序であるということを申し上げておきます。

○**峯山昭範君** そこで、どうか、長い期間検討しておられましても、いま大臣おっしゃるとおりだと私は思います。そこで、この改正の基本的な精神をひとつ聞いておきたいのでありますから、やはり、先ほどからちょっと言っておりますように、

改正する場合は、何といいましても、新しい憲法のもとに基本的人権という問題が相当重く、今回の新しい憲法でもうたわれておりますが、この監獄法の中にも、やはり、私はこういうふうな受刑者または在監者といいますか、そういう人たちの基本的人権を保障し、基本的人権を尊重するという考え方があつぱり基本に流れていなければなら

ないと思ふのです。

そういふ意味で、また違う面から言いま
すと、受刑者の何といいますか、処遇といいます
か、刑務所の中におきますところの処遇ですね。
そういうような問題並びに社会復帰といいます
か、先ほどは教育という話がございましたが、社
会復帰または本人の更生を助長させるようなもの
でなければ、私はいけないと思うのですが、この
点について大臣の考え方をお伺いしておきたいと思
います。

が、そういうような問題やら、食料、食べものは
一体どういうぐあいになつてゐるのか、または受
刑者が病気になつた場合はどういうぐあいになつ
てゐるのか、医者は足りてゐるのであらうかとい
うようなことが、非常に私たちとしては、そういう
うところへ参りましても関心の深い点であります。

そういうような一つにつきましても、実は弁護士連合会の意見書の中にも、そういうような問題について一つ一つ指摘をいたしておりますが、こういうような問題について、概略、大体どういうぐあいになつてているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

去る十一月十四日付で申し述べの会長さんの方富先生から法務大臣あてに出された要望書のことだと思うのでございます。この内容につきましては、御承知のよう九点あるわけでございます。そこで、その九点につきましては、一つ一つ検討させていただいておりますが、大体われわれのいま考えておる方向と同じような方向で、できるだけこ

の御趣旨に沿つてしまいりたいと思つております。
○峯山昭範君　ぜひその趣旨に沿つてやってもら
いたいと私は思つておるわけであります、その
中で第一点だけお伺いしたいんですけど、先ほども
申述べましたように、この二点がござります。

作業の問題について大臣からも質問ございました
のですが、作業賞与金というものですか、何とい
うのでしょうか、この問題について、作業給与金
ですか、賞与金というのですか、一体どのくらい
支給されているのかということです、私もうよつと

だけ調べてみましたら、一ヶ月、全国のいろんな刑務所、そういうところの、平均六百円から八百円という記事がちょっと出ておりました。これはどういうあれかわかりませんが、六百円から八百円と、昔は六百円で最近は上がって八百円、私は一日八百円かと思ったら一ヶ月八百円と、こうなつていたのですが、これはミスプリントかもわかりませんけれども、もしこれがそうであるとすれば、非常に私はもう低いのじゃないかと、こう

いうぐあいに思うわけです。実際問題。一九六〇年ですか、ロンドンで開かれた犯罪防止、犯罪者処遇の世界会議でも、原則として、社会と同一のできばえであれば同一賃金を与えるという基本的なことが、国際的な会議でも認められているかも知れませんけれども、實際にはすぐれている面もあるはあると思うのですね。そういう点から考えてみて、あまりにも少ないじゃないか、實際問題。こういうふうな受刑者の皆さんの中でも、そういうぐあいにかせいだお金というのが、假放後の更生賃金といいますか、そういうようなものにならにいたしましても、非常に私は少ないと思うのですよ。ですから、少なくとも私は、現在のやはり十倍といいますとちょっと多いかどうか知りませんけれども、普通でいえば少ないと思うのですね。ですからその点やはり、何だかこういう点についてももっと検討を加えるべきじゃないか、こういうぐあいに思うのですが、この点いかがでしょうか。

○國務大臣（小林武治君） これはもともと労働対価として考えられたのじやないということことでござります、初めできたのは。したがつていまの世間の労働対価と比べてどうこうということではない、こういうお話をですが、しかし私ども考えまして、それにしてても少な過ぎるのじやないかということで、私どもは今度の監獄法改正などに伴つて、労働対価でなくともいいから、賞与を相当に大幅にひとつ増額をすべきであるということもひとつ予算関係でいま考えております。

それからもう一つ、私はこれ非常に不合理だと思うのは、働いて、そして賞与にしても、働いたらとにかく本人のもの、それがいまの予算では、実におかしいことは、出でいく人だけのことを毎年予算にとつておる。ことし積放されるものが何人おつて、その合計が大体幾らだ、こういうことでやっておるものですから、だから五年も十年もお

る人は、一年でも、一月でも計算して、それを本人の所得分にして、私は利息もつけて考えなければいけないのじやないか。いまのような勘定は非常に私は不合理だ。ある期間を区切つて本人の所得として、そして本人の所有物として保管をしてやる、こういうふうな考え方をしなければいかぬ。何年働いても、ただ前のものを累計して支払つておる、これは非常に不合理である。これをすぐに直しなさい、いまの方法においても直していくのもじやないか、法律を直さぬでも直したらいのじやないかということを当局に申しておるのであります。いろいろとにかく作業問題につきましても非常に不合理な点が多いし、私がいま大きく考えておることは、作業会計というものをつくつたらどうか、刑務所の作業特別会計といふものを作つてやれば、いまのようにどんぶり勘定と申しましようか、非常にあいまいなことが直るということで、収入、支出を会計でつくりなさい。大蔵省にも交渉を私はしておりますが、まだ矯正当局のほうにおいてなかなかそういう運びにならぬでおりますが、これらも、作業問題は全く私は根本的に変えなければならぬ。そのためには作業特別会計をつくりなさいというようなことまで申しておるのでありますし、いま案山委員のおっしゃること、私はまことにそのとおりだと、さようになります。

うになつておるか、一点お伺いしておきたいと思
います。

○國務大臣(小林武治君) 私はここで正確に申し上げるつもりはございませんが、大体収容力といふものは十万人くらいが大体の予算定員と申しますか、妙な定員でございますが、そういうような収容力を持つておる。しかし、これは出入りが相当に激しいということでありますから、平均しまして、その全体の収容力の六割ちょっと余くらいしかいまの収容人員はない。すなわち世間が景気がよくなつて、働きばみな食えるこういう時代になれば当然犯罪は減る。この傾向を反映いたしまして相当ないままで余裕が出ておる。すなわち六割程度ではないか。そういうふうに思つております。

○峯山昭範君 刑務所の問題はもう一点お伺いして終わりたいと思うのでありますから、受刑者の災害補償ですね。これはどういうふうになつておりますでしょうか。もし中で、いろいろな問題あると思うのでありますから、この点についてお伺いしたい。

○國務大臣(小林武治君) これは災害補償も考えなければなりません。それで補償もいたしております。ほかに比べたとえば多い少ない、こういうことはありますから、要するに作業中とか、あるいは要するに刑務所内における事故による死傷というものについては補償をするということで、そういう予算的な措置も講じております。

○峯山昭範君 次に大臣に、先ほど同僚の議員から秘書課長さんにお尋ねのあつた問題であります。大臣お見えになりましたのでさらに確認しておきたいのですが、先般の給与の勧告の際に、「行政機構の簡素合理化の推進について」という閣議決定がございました。その閣議決定の中で、特に府県単位の機関の廃止という問題が出てまいりました。その二番目に、「地方の支分部局等の整理再編成の問題ですが、「原則として五年間に、府県単位機関を廃止する」ということが出ておるのですが、当然法務省としましてもこの問題について検討をやっていらっしゃると思うのですが、私

は非常にこれは国民の生活に密接な関係のある機関ばかりであります。そういうような面から考え

○國務大臣(小林武治君) 私はいま登記制度といふものが日本の、要するに一般の市民の権利確保と安定、こういうことについて非常に重要な役目を果たしておると思います。その上いまのレジャーブームその他によつて、日本中の土地が全部移動を始めておる。要するに所有権の移動をしても、減員あるいは配置転換いろいろな問題があるが、少なくとも登記事務についてはさような考え方を適用すべきでないというふうに発言をしておつたのでござります。ただ私ども、いま登記所というのは大体全国で千七、八百ある。これは中には一人の職員しかおらぬ。非常にいろいろな不便があるから、こんなに非常に交通事情もよくなれば、一人の登記所などはこれは市民もかなり迷惑だ、そういうふうな考え方からして、ある程度登記所は整理統合いたしたい、こういうふうに思つております。その立案はいまいたしておりますが、しかし、何といたしましても、交通がどんなによくなつても、少しでも登記所が遠くなるといふことは、市民にとってたいへんな問題であるから、いつもこの法案を立案しながら、国会方面からも非常に反対が出でておる。個々の問題になると、これをやめては困る、これを移しては困る、こういうような非常に強い要望が出てきます。しかし、私は、登記所そのものは、いまのような専務能率等の関係からも、一人局などはできるだけ統合してまいりたいというふうに考えておりますが、いまの地方法務局といふものは、単に登記所の統轄をしておるばかりではありません。ここでは人権擁護と政府が相手になる訟務関係、訴訟關係を地方支所ごとに扱つておる。こういうことについてお伺いしたいと思うのです。

で、単なる登記所の上部機構というふうには思つておりませんので、この法務局のいまの廃止とか

いうことについては、私どもはそういうことのないようになりますが、これを他の各省の県庁所在地の役所と同じように見てもらつては困る。行管等においても、多少誤解というか、見違いがあるのじゃないかというふうなことをいま話をしておりますのであります。行管の長官にも法務局の整理については相当なひとつ考え方をもらいたい、今日の段階では事務的にひとつよく煮詰めてもらいたい、こういうことがありますから、事務的にいまいろいろ交渉しておりますが、私どもは、地方法務局についてはいまのような考え方を持って、ひとつ政府部内でも相談をし、そしてまた廃止というようなことであるなら、これは考え直してもらわなければならぬということを、私も前面に出てその話を進めておる、こういうところでございます。

法務局は、これは大体検察も、裁判所の高等裁判所に対応して高等検察庁がある、こういうことで

いまの訟務関係も、いま私が申すように、地方裁判所はもとより、高等裁判所関係のことはいまのプロックの法務局でやり、そしてそのプロックの法務局がまた地方裁判所の方面に応援にいき、相談にもあずかる、こういうことでやっておりまします。訟務関係とそれからしていまの人権擁護関係をこのプロックの法務局がやっておる。しかし、プロックの法務局には塊業の登記事務も一緒に付設しておると、こういうふうなことでございまして、いま私どもは、政府の段階においてもこのプロック別の法務局をどうこうするという問題は起きておりません。

○峯山昭範君 この問題はそのくらいにしまして、次に今回の法案そのものについてお伺いしたいんですが、今回の法案の中で、実は東京拘置所が移転するわけありますか、実際問題として拘置所ができる相当の歴史もありますし、その当時おひんこん町の中心から離れて刑務所が設置されおりまして、現在もう町の中心になってきたといふようなところがついぶんあるんじゃないかな私は思うんですが、現在地元からも刑務所を移転してほしいというような要望も出ているんじやないかと思うんですが、そういうふうな事情にある刑務所は、現在一体全国にどのくらいあるのか、これを伺いたいと思います。

○説明員(羽山忠弘君) 本所と支所と含めまして、移転してほしいという要望が出ておりますのは約三十件でございます。

○峯山昭範君 そこで、三十カ所も現に出でておるといったままで、地元からの要望も出ておりますし、国民のいまそういうふうな要望、地元の住民の要望にこたえる意味からも、将来は必ず移転する方向に進めるんだと私は思うのですが、今回東京刑務所の移転につきましても、あと地の問題については、もうすでに衆議院で相当やっておりますので、私もあまりやりませんけれども、いずれにしても刑務所の移転について基本的に考えなく

てはいけない問題というのいろいろあると思うんですね。一体どういうふうな考え方を持ってその刑務所を移転するのか、移転する場合の基準となる問題ですね。これはどういうぐあいに考えていらっしゃるのか、またこういうぐあいな三十カ所について今後の方針ですね、これはどういうぐあいに考えていらっしゃるか、この点についてまでお伺いしたいと思います。

○説明員(羽山忠弘君) 会計関係のことは会計課長が後にお答えいたすと思いますが、矯正実務の面からいたしますると、町の発展を阻害するというようないろいろ御事情がございまする場合には、刑務所は適当な場所にかかるべきだとうふうに思うのでござります。そのときに私どものほうとしましては、処遇が決して悪くならないようについてこれが第一でございます。第二は、収容者だけまいるものではございませんので、どうしても職員についてまいりますので、職員の生活、特に子弟の教育とか、あるいはお医者さんの問題というようなことがつきまといますので、そういうことが解決されるということ、まあ二つの基準でございます。

○峯山昭範君 私は、実は何と言いますが、今回東京拘置所みたいに相當いろいろな問題がもう出来まして、どうしても早急に設置法を通さなければならぬ、こういうふうになつておりますのですが、これから移転する場合ですね、東京刑務所の場合ほどにかく、いろいろ調べてみますと、売り渡しの契約等、四十二年に行なつていらっしゃるわけですね。そうして新都市開発センターといいうような会社をつくって売り渡していくらっしゃる。そこで、もうすでに移転がきまつておる、その前に閣議決定等あつたと思いますが、いずれにしましても、私はこの設置法という問題は、この設置法がちゃんと通つてからいろいろな問題をするのが筋じゃないかと、こう思うのです。最近國家行政組織法の改正という問題が相当問題になりましたして、来国会で部局の廃止を政令でやろうといふような話も出ております。そういうようなとき

に、こういうふうな問題は、少なくとも設置法につきましては、事前にちゃんと処理をして、その上でその移転等について実質やつしていく、そういうふうな姿勢が私は大事じゃないかと思うのですが、こら辺のことについてはどういうような御見解を持っています。

○説明員(伊藤榮樹君) 刑務所の移転につきましては、将来とも御指摘のように次々起こるわけでござりますが、たとえばいま御指摘の東京拘置所になるわけでござります。しかしながら、建物が全部できてしまふと、現在小菅刑務所のありますところに、東京拘置所という看板をかけることができないわけでございまして、したがいまして、設置法との関係におきましては、やはりおねむね完成に近づいて、大体数カ月以内にその施設の看板として新しい名称がかけられるという段階になりませんと設置法の問題にはならないのではないかと思います。しかしながら、御指摘の御趣旨はきわめてよくわかるわけでございまして、そういう意味におきまして、本件の問題につきましても、昭和四十一年度の予算案におきまして国庫債務負担行為をお願いします際に詳細御説明を申し上げておいた次第でございます。

○塙山昭範君 いずれにしましても、その点については、まあ刑務所ができちゃってからそういうふうなのが現実に多いわけです。たとえば、事件は違いますけれども、農業者大学校とか、いろいろな問題、ずいぶんこの内閣には出てまいりました。できちやつて仕事をやっておる、名前だけ変えながらの設置法提出する、そういうようなのがいままでにもたびたびありました。そういうようななとでは私はよくないのじやないか、こういうふうに思つておるわけです。

そこで、まああと二、三聞いて終わりたいと思うのですが、今回東京拘置所は小菅ですかに移転するにあたつて、相当受刑者の収容人員もふえる

し、建物面積も相当増加するわけですね。そのため職員の増加といいますか、補充といいますか、そういうような点は、職員が相当不足するじゃないかと、そういうように思うのですが、これら辺のところはどういうように処理をされか、お伺いしておきたいと思います。

○説明員(羽山忠弘君) 東京拘置所が小菅にありますのは、受刑者でございませんで、被告でございます。で、約二千五、六百の定員の拘置所でできるわけでございますが、それは現在の拘置の要員と、それから黒羽に移転いたします宇都刑務所の要員と、それから小菅の刑務所の要員の中からまかなうということに相なっております。○峯山昭範君 刑務所の問題についてはもう一とお伺いしたいと思うのですが、さっき質問されたよかつたのですが、受刑者の食事ですね、こちよつといろいろ聞いてはいるのですが、そのき 食の割合を麦と米と逆にしたとかですね、といふようなことを聞いておりますが、前、表で六割でお米が四割だったのを、お米を六割にして麦を四割にしたとか、こういうふうな話を聞いてはいるのですが、これは要するに最近非常にお米が余っておりますから、そういう点かもしれないが、やはり受刑者にまさか古米ばかり食べさせてはいるわけじや私はないとと思うのですが、ここら辺のところは、もし古米だけなんということになると、やはり人權問題にもなると思うのですが、こち辺のところはどういうぐあいになってるのか、それから一日当たりの食事の費用というののどのくらいなのか、また副食費というのもあると思うのですが、そういうようなのはどれぐらいのか、これら辺のところをお伺いしておきたいたいと思います。

○説明員(羽山忠弘君) 従前、重さでござりますが、重さで麦が六、お米が四というのが、本年から米も五分と五分というふうに直ったわけですが、ござります。われわれは明年度はさらにお米のほうを少し遡り六にして、麦を四にしていただきたいということで、目下折衝中でございます。で、

た。すこしのところは、主官所の点がござります。これが値段の関係があるうかと思つておられます。これは、外食が主でございまして、古米があまり使われおりません。これは値段の関係があるうかと思つておられます。

それから副食の費用でございますが、労働の種類によりまして五等級に分けまして、一番多いところが全体で三千カロリー、副食は六百カロリーであったと思います。その価格でございますが、平均いたしますと一日約百円でございまして、主食が約五十五円ぐらい、それから副食が約四十五円ぐらい、こういうことになつておりますが、主食のはうはまあまああと一うところでございますが、副食費がやや足りなくて、これも目下改善に努力しておるところでございます。

○峯山昭範君 ゼビともそういう点にも改善をしていただきたいと思います。

それから、次に入国管理事務所の問題について一点だけお伺いしたいと思うのですが、この入国管理事務所がことしも五カ所増設になるわけあります。が、毎年何かこの増加の傾向にあるようではあります。が、ことしの増設の分でも定員が十名ほど、最低十名ほどふえるようになりますが、この辺の人員の充足は、これはどういうぐあいにやつていらっしゃるのか。実際問題として三年五%削減の問題、また来年度九%という、この次の九%というふうに統いて定員削減の問題もあるわけであります。が、このただ単に充当していくというのも、これは限度があると思うのですよ。そちら辺のところは一体どういうぐあいになつているのか、お伺いしたいと思うのです。実際問題として、入国管理事務の非常に繁雑な中でがんばつている様子を、私も現実に大阪の伊丹の飛行場等で見てまいりました。非常にたいへんで、昼夜三交代で、何といいますか、これカードの整理というのですかね、あれを猛烈な勢いでやっているのを見まいましたが、たいへんな様子であります。こういうような点も考えてみますと、人数の多いところは、それが何とかなるにいたしましても、小人数のところは、またそれぞれ問題があると思

うのですが、それぞれこういう点について、どういうぐあいに今後対処されいかれるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(吉田健三君) 入管業務の内容に御理

解ある御発言をいただいたわけでございますが、ただいま設置法の改正で御審議をいたしております港出張所は、それの中の中心地区にある事務所、たとえば宮古港でございますと、仙台の事務所から人間を置いて、そこに二名派遣する。港事務所があえたことによって定員増は行なわれていないわけでございます。したがいまして、こういう状態で、今後港出張所があえますと、非常に定員上問題が出てくると思ひますので、近い将来総合的に再検討する必要があるうかと私たちは考えておる次第でございます。全体といたしまして若干の増員になつておりますのは、当然減で削減するものを押し戻して、飛行場その他の業務があえておりますので定員が増になっておる結果、全体で定員が増加するという結論が出てきておるのが実際の姿でございます。

○峯山昭範君 こういうような出張所が今回五ヵ所できるわけであります。この資料の中にもそれを表す表がありますが、船舶の入港船舶数ですか、それとか正規の出入国者数とか、特例上陸者数等の表がついておりますが、こういうような出張所は、実際問題として入国審査官一名、入国警備官一名の二名で、それこそ最低限だと思うのですが、非常に少ない人数でこういうような出張所が設置されるわけでありますけれども、こういうような出張所が設置される場合は、何を基準にしてこういうような事務所を設置されるのか、実際にこういうような二名の定員で十分これでやつていいけるのか、こちら辺のところはどうでしよう。○政府委員(吉田健三君) いまちょっとお触れになられましたように、各地方で産業がどんどん開発されてきますと、原材料の輸出入という問題がござります。港が方々に拡張されてきておる。そこから年間の一一定の基準から見た外国船の数が入る港に

出張所をつくつてしまなつていく、二人厅で現在处置いたしておりますが、もし船が多数一時に入りまして、業務があくそいたしますときは、その管轄しております入国管理事務所のほうから応援隊を繰り出して応急手当てをする、そういう状態でやつております。

○峯山昭範君 これで私は終わりますけれども、逆に、こういうぐあいに法律上相当な出張所ができておりますが、現在はこういうぐあいに毎年確かに船も入つてきている。それで特に上陸する人もいる。しかし、いろいろな文化の発達といいますか、経済情勢も変わつてきていると思うのですよ。そうすると、私は廃止したほうがいいんじゃないかというようなところもあるんじゃないかと思ひうのですが、ここ辺のところはどういう

ようになつておるのか。さらに法務省が十月に発表した出入国管理の実態といふものによりますと、十年で六倍ですか、空と海の両方から相当のそういうような海外渡航者も入つてきて、パンク寸前だという話も聞いておるのですが、そういう点をどういうぐあいに検討されているのか。そういう点もできるだけ合理的に検討されて運営をしていただきたい、こういうぐあいに思います。

○政府委員(吉田健三君) 港の数につきましては、出入国指定港というものをつくりまして、そこには、外國船が出入国するようになるわけでございまして、ある数までいきましたら、それ以上やたらに港があえることもなかろう。大体一つの港でその

周辺の産業開発地域に対する手当てが済んでいくという傾向にござりますので、必ずしも無尽蔵にふえていくものと思っていませんが、同時に、御

おつたのかどうか、これはいかがですか。

○説明員(内田達夫君) いま申し上げましたよう

でござります。

○岩間正男君 私はいわゆる三島事件、この問題

がおつたんだないかというふうに考えるわけ

でござります。

○岩間正男君 これは私はなぜこういうことをお

聞きしているかといふと、あなたたちの行動につ

いては見ていなかつた、したがつてこれについてほ

どんと調査もしていかつた、そういうことが言

っておりましても、左翼団体や革新団体の動きについては、全

くそのような行動に出でていなくとも、これに対し

ますがね。この危険というものはなかつたんですか。そういう心配というものは一体なかつたんですか。なぜ一体こういうよろくな判定をされたのか。このところ、単に心身鍛錬の団体である、学生である、こういうふうに見ておられたといふんですが、そうすると、この実態に対して公安調査厅というのは、もう何ですか、調べもしなかつた。評判だけ聞いておつたんですか。全然しなかつたんですか。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」につきましては、結成以来これがどういう目的あるいはどうい

う性格のものであるかということについて、その

動向等注目はしておりますが、しかしながら、

これまで、かつてさよな破壊的な危険な行動と申しますか、そういうことに出たことが全然な

かたわらだけでございます。したがいまして、破壊

的な団体としての正規の調査はしていかつたの

でございます。

○岩間正男君 公安調査厅は、そういう危険のお

それがないといふような場合には、これはタッチ

しないと、そういうことなんですか。いまのお話

だといふと、そういう危険がないと、こういうこ

とだから全然これにタッチしないということなん

ですか、どうですか、おそれのない場合にはこれ

はやらぬと、こういうことですか。

○説明員(内田達夫君) 破防法に基づきまして、

団体として破壊的な行為をやつてきた、やつたこ

とのある団体、これを調査の対象として取り上げ

ておりますが、ただ、そのようなおそれと申しま

しても、いろいろ程度問題がござりますが、具體

的な危険性が感じられないといったようなものに

ついてまで、広く調査はいたしていかつたわけ

でござります。

○岩間正男君 これは私はなぜこういうことをお

聞きしているかといふと、あなたたちの行動につ

いては見ていなかつた、したがつてこれについてほ

どんと調査もしていかつた、そういうことが言

っておりましても、左翼団体や革新団体の動きについては、全

くそのような行動に出でていなくとも、これに対し

ます。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○岩間正男君 これはどうなんです、一体。右翼

団体と見ておつたのですか、どうなんです。この

問題についてそういう立場からこれを調査をして

おつたのかどうか、これはいかがですか。

○説明員(内田達夫君) いま申し上げましたよう

でござります。

○岩間正男君 そうすると、正規の右翼団体とし

ては見ていなかつた、したがつてこれについてほ

どんと調査もしていかつた、そういうことが言

っておりましても、左翼団体や革新団体の動きにつ

いてはなお詳細あとで聞きますけれども、どう

です、左翼団体や革新団体の動きについては、全

くそのような行動に出でていなくとも、これに対し

ます。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

心身鍛錬を目的としたまあ右寄りの団体である、

さよなに考えておつたわけでござります。

○説明員(内田達夫君) 「桶の会」は、昭和四十

三年十月ごろに結成されまして、三島由紀夫を会

長とし、主として学生が構成員でございます。そ

の活動と申しますか、やつておることは、その学

生を自衛隊に体験入隊をさせる、あるいは月に一

回ぐらゐの例会を開いて研究会をやる、そういう

種類の活動をやつておつたわけでございまし

て、まあ私のほうとしては、さよな学生などの

で絶えず取り締まり——背後からこれを尾行するとか、あるいは実際身辺につきまとうとか、そういうことをしようやつちゅうやつていてるじゃないですか。そして現在どうなんですか。これは破防法容疑団体などということで、ことに共産党、それから朝鮮の総連、それから全学連、こういうところは、あなたたちはいまだにこれは容疑団体といふ、絶えずそういう立場をとっているんでしょ。う、おそれということ。何らそういう具体的な行動がないにつきまとっているのがあなたたちの大部の任務じゃないですか。そうじやないですか。これはもう何回も今まで委員会で論議してきたところです。具体的な事実は何ぼでもこれあげることができますね。ところが、そっちのほうだけは一生懸命やつていて、そうして右翼の取り締まりというような点については、いまのような形で、ほとんどタッチをしていないかった。危険のない団体、直接行動をしたのに、おそれはないんだ、こういうことで全然これは等閑視しておった。こういう公安調査庁全体のあり方としてこれは私は非常に重大な意味を持つてゐる。ただいまの答弁で思う。この点はどうなんですか。その点について伺いたい。

○説明員(内田達夫君) 左翼あるいは右翼を問わず、破壊活動に出るそれが非常に多いという場合には、現に破壊活動を行なつてないものでも、過去に破壊活動を行なつた団体であるかどうかというような点から見まして調査を続けておるわけでございます。共産党の例をお出しになりましておられます。その点につきましては、過去において共産党が破壊活動に出たことのある団体であると、私のほうでそのように認めておりますので、調査をしておるわけでございます。

○岩間正男君 私の聞いているのは答えていいようですね。ここでその論議をやりだすと、共産党の綱領がどうだという問題にもいかなければならぬ。そういうようなはつきりした、わが党が公然と出しておるそういう決定について

て、いつでもあなた方は過去はどうだった、こうだった、過去についてだつてたいてい。それはあんまり、おそれということ。何らそういう具体的な行動がないにつきまとっているのがあなたたちの立場をとっているのですけれども、今度の「桶の会」につきまして、たとえば「桶の会」のこと。というのはほとんどタッチしていない、こういうことを言つてているのですけれども、今度の「桶の会」につきまして、たとえば「桶の会」のこと。というので三島由紀夫が書いている文章があります。こういうものはあなたの方の手に当然入つていいと思うのですが、入つてないのがおかしいのだ、どうですか。いま書つたような性格なのかなうか。たとえばそういうものを知つているのかどうなのか、どうですか。

○説明員(内田達夫君) 三島由紀夫の書いた小説

あるいは論文、大部分は入手しております。

○岩間正男君 たとえば「桶の会」のこと」というので三島由紀夫が書いた文章があります。こ

ういうものは知っていますか。

○説明員(内田達夫君) あることは承知をしてお

りますが、全部私は読んだわけではございません。

○岩間正男君 これは法務大臣にお伺いします。

これは単なる学生の心身鍛錬を目的としておつ

た団体ですかどうですか。結果ならばつきして

いる。たとえば公安調査庁はそういう認定をして

おつた。そうすると、全く事態をつかんでいな

かつた、こういう形で公安調査庁はこの問題の処

理をしておつたということが明白なんです。とこ

ろが事実はどうですか。あまりにも明らかなん

です。これは結果論だから言つておるのではない。

この結果を起こすその事前に對してどういう一

体姿勢で臨んでいるかと、いわゆる革新団体に對

する非常に度を過ぎた態度、こういうものとの対比

において大きく問題にされなければならないもの

を持っておるから私は質問しておるわけです。こ

れは法務大臣ですか。公安調査庁の次長のい

ます「桶の会」なるものに対する認識の度合いとい

うものが、この全体でありませんけれども、重要

な点は出されたわけで、これは正しかったとお考

えになりますか。正しくなかつたとお考えにな

りますか。

○国務大臣(小林武治君) いま私がお答え申し上

げたように、公安調査庁もいま岩間委員の御意見

は今後の仕事の上の参考にされるであろうと、こ

ういうふうに思います。

○岩間正男君 もう一つお答えになりません。

つまり、そのような色めがね的な運営姿勢をとつ

きたのであります。その原因はどこにあつたと

いうふうにお考えになつていらっしゃいますか。

これは大臣の御認識の程度を伺つておくことが非

常にこの問題を処することに重要な問題でありますから。

○国務大臣(小林武治君) 左右いずれにしても暴

力なり破壊的行動については同じ見方をしていく

べきであると、こういうことは当然でありまし

て、ただこの問題がそういうえらい何か特別な底

意があつていまのようない扱いをしたとは私は思つ

ておりません。

○岩間正男君 つまり、一方だけに非常に嚴重な底

勢がいまここではつきりわかつて、それはまこと

にけしからぬというあなたの御意見で、公安調査

院も、あなたの論難についてはこれから反省され事後を処理されると思います。私もいま結果論的から見れば、必ずしも妥当であつたと、こういった問題が多いです。そういう形でやつておるのだが、こういう問題については、右翼の行動については、右翼の行動につけた問題が多いです。そういう形でやつておるのだと、こういうふうな問題について是知つていてと言つたけれども、今度の「桶の会」につきまして、たとえば「桶の会」のこと。というので三島由紀夫が書いている文章があります。こういうものはあなたの方の手に当然入つていいと思うのですが、入つてないのがおかしいのだ、どうですか。いま書つたような性格なのかなうか。たとえばそういうものを知つているのかどうなかの、どうですか。

○説明員(内田達夫君) 先ほど申しましたよう思ひます。しかも、これは右翼団体じゃないと、も、実際はこれは見たことはあるけれども、詳しく述べるところではないなどということで、実際はこれは調査していないということをちゃんと語つていてるところには思ひませんが、ただ、今までの経験でそこまで考えられなかつたと、こういうふうな問題については、右翼の行動につけては、右翼の行動につけた問題が多いです。そういうふうな問題についてはほとんどタッチしていない、こういうことを言つてているのですけれども、今度の「桶の会」につきまして、たとえば「桶の会」のこと。というので三島由紀夫が書いている文章があります。こういうものはあなたの方の手に当然入つていいと思うのですが、入つてないのがおかしいのだ、どうですか。

○説明員(内田達夫君) これは法務大臣にお伺いします。これは単なる学生の心身鍛錬を目的としておつた団体ですかどうですか。結果ならばつきしておつた。たとえば公安調査庁はそういう認定をしておつた。そうすると、全く事態をつかんでいなかつた、こういう形で公安調査庁はこの問題の処理をしておつたということが明白なんです。ところが事実はどうですか。あまりにも明らかなんです。これは結果論だから言つておるのではない。この結果を起こすその事前に對してどういう一体姿勢で臨んでいるかと、いわゆる革新団体に對する非常に度を過ぎた態度、こういうものとの対比において大きく問題にされなければならないものを持っておるから私は質問しておるわけです。これは法務大臣ですか。公安調査庁の次長のい

ます「桶の会」なるものに対する認識の度合いといふものが、この全体でありませんけれども、重要な点は出されたわけで、これは正しかつたとお考えになりますか。正しくなかつたとお考えになりますか。つまり、そのような色めがね的な運営姿勢をとつたのであります。その原因はどこにあつたといふふうにお考えになつていらっしゃいますか。これは大臣の御認識の程度を伺つておくことが非常に重要な問題でありますから。

○国務大臣(小林武治君) 左右いずれにしても暴力なり破壊的行動については同じ見方をしていくべきであると、こういうことは当然でありまして、ただこの問題がそういうえらい何か特別な底意があつていまのようない扱いをしたとは私は思つておりません。

○岩間正男君 つまり、一方だけに非常に嚴重な底

には非常に無関心という程度にしている。そういうことからこういうゆがみが起ると、こう考えてよろしいのでありますか。

○國務大臣(小林武治君) 私は、いま申ししたように、左右いずれにしろ破壊活動については公安調査は気をつけて注意をしていくべきであつて、この問題について特にいまの左右を別にする考え方があつたためにいま次長からお話しのあつたよう取り扱いがされたと、こういうふうには私は思つておりません。

○岩間正男君 そういうことを言われますけれども、まあ實際はほとんどこれは野放しませんですね。ここに「右翼事典」というのがあります。これお持ちでしよう。あなたたちがお持ちにならなければ、これ、商売にならぬ。お持ちですか。この中に「桶の会」入っていますか、入っていませんか。これがわからなきや次長はつとまらぬでしょう。何やつとるかわからぬ。姿勢がわからぬ。大臣は知つていますか。どうです。これ、お持ちですか、お持ちでないか。入っているか入っていないかはいまの段階で聞いています。それ、調べてないとからしいのだ。入っていますか、入つていませんか。テストですよ。

○説明員(内田達夫君) 事典は役所にはございません。「桶の会」も入つておると聞いております。○岩間正男君 どういうことを書いております、その運動方針を。この事典の中にある運動方針をあなたのはうからやっぱり知らせていただいたいほうがいいと思ひます。どうでしよう。どういう運動方針。あなたがさつき答弁したようなことになつておるかどうか、明確に。いかがですか。事典お持ちになつてゐるだらうから。あるんでしょ。うがいいと思ひます。どうでしよう。それだからいけない。それじやこれしかたがないね。それじや、「右翼事典」の中に運動方針が書いてあります。こう書いてありますな。「國家の非常時の場合、自衛隊の後方警備警戒、民兵の主力になつて戦おうとしている。これが運動方針ですよ。どうなんですか。そうするとあなた、これさえも見てないんですね。そ

まあ見てなかつたということははつきりした。あるということは聞いておる。そして、そういうことで實際はこの文書さえもこれ調べてない。その上に立つてさつきのような答弁がなされている。ところが、實際はそうでしょう。彼らの主張だつてそれはしままで何回もそういうことを言つてゐるわけですよ。單なる三島文学じゃないんだ。もう小説家三島というものは、これは当然過言つてゐるわけですよ。單なる三島文學じゃないんだ。この時点では違つてゐるのです。行動人としての三島になつてゐるはずだ、そのねらつてることとはドン・キホーテとかどうとか、これは別問題として。そうでしよう。そういう事態に対しても、当然私はこのようなものをはつきり調べることが必要だと思つてはがどうなんです。これは認められますが。認められませんか。どうです。

○説明員(内田達夫君) 「事典」にはなるほどさよう書いてあると思ひます。しかしながら、私はでは破壊的な団体と認定するわけにはまいりません。

○岩間正男君 そんなことと言つてゐるけれども、あなたたちはいつでもたとえば共産党のことを言つておると、ものを引っぱり出して、そしてやるんじゃないですか。少しも筋が通つてない。共産党の綱領にはこう書いてある、過去の綱領にはこうある、現在の綱領にはこう、はつきりしてゐるでしょう。そういうものにはちゃんと、統一の戦線をつくつてこの社会の多數を取り、そして日本を革命を推進すると言つてゐる。これは明確だ。そうでしよう。ところが、そういう問題は、過去の文献をあなたたち持つてきて、これをいつでも見れば、多少不注意と申すか、不用意なところが見えてくることさえ、これは次長は実は御存じなかつた。そういう体制で、これは単に学生の身体訓練の団体として、そういう認定のもとにこれに對処しておつた。こういうことが明白になつたのでありますけれども、少なくともこの問題についでもつと調べる必要があつたのだと思うのであります。が、大臣の御所見を伺いたい。

○國務大臣(小林武治君) これが、まあ結果的に見れば、多少不注意と申すか、不用意なところがあつたということを、岩間委員は論難をしておられる。私も多少そういうところがあらうと。したがつて、これから氣をつけなさい、こういうことじやないかと思ひます。

○説明員(内田達夫君) 第一部は主として左翼でござります。左翼關係の調査でございます。

○岩間正男君 そうすると、この第一課長は何をする――任務は何なんですか。

○説明員(内田達夫君) 第一部は労働關係的な仕事をやつております。

○岩間正男君 ついでに二、三、四と言つてください。

○説明員(内田達夫君) 二課は労働關係あるいは大衆團體、三課は官公署、五現業方面の調査、四課は學生を中心としてやつております。

○岩間正男君 ついでに調査第二部を伺いましたよ
うか。第二部の第一課は何をやるのですか。

○説明員(内田達夫君) 第二部は右翼関係、それ
から外事関係、つまり外国共産党、思想関係、そ
れから朝鮮総連の関係でございます。そのうちの
一課が朝鮮総連を担当し、二課が外事関係、三課
が右翼であります。

○岩間正男君 そうすると、人員をお伺いします
が、調査第一部の人員はどのくらいですか。

○説明員(内田達夫君) 調査第一部は、本庁だけ
でございますが、本庁だけの調査第一部は百五十
名くらいです。

○岩間正男君 ついでに第二部、いかがですか。

○説明員(内田達夫君) 第二部は百名くらいで
す。

○岩間正男君 これは本庁だけですか。

○説明員(内田達夫君) 本庁だけです。

○岩間正男君 そうしますと、第三課だけが右翼
関係なんですね。この人員はどのくらいですか。

○説明員(内田達夫君) 大体二十名くらいです。

○岩間正男君 そうすると、両方合わせて二百五
十人のうち二十人ということになりますね。右翼
関係はね。そうですね。あとは朝鮮総連を含め
て、それからほとんどこれはいわゆる労働者であ
り、革新団体であり……。共産党どこに入っています
のでですか。共産党は何課に入っているのです
か、ついでに聞いておきます。

○説明員(内田達夫君) これは一部の各課に共通
しております。

○岩間正男君 そうすると、これは一〇名足らず
ですね、八・九%くらいしかない。これが右翼に
対するあれでしょ。

○説明員(内田達夫君) これは一部の各課に共通
しております。

法務大臣にお伺いします。こういう構成を見れば
明らかなんですね。これは本庁だといいますが、
本庁のこの形はおそらくこれは地方の公安調査局
にもこういう形がとられている。これではんとう
に一体右翼のそういう問題についてタッチできま
すか。どうなんですね。これが三島事件というものが
野放しの中でのようなショッキングな問題を

起こした一つの原因だとお考えになりますか、な
りませんか、どうです。

○国務大臣(小林武治君) これは一がいにも言え
ないが、あるいは手不足のことがあるかもしれません
が、調査第一部はこういうところから起って、
調査第二部も今後の実務の参考としていろいろ考えると
いうふうに考えます。

○岩間正男君 私は何も弾圧機関を、スペイ機
関をふやせなどと言つておられるわけではありません。
員がいろいろ言われていることが、やはり公安調
査第二部も今後は時間の関係で具体的な例につ
いては省いておきます。これは後日に聞くことに
が、必要もない民主団体に対して非常に取り締ま
りを強化しておる。そうして實際は軍国主義復
活、日本の反動的暗黒の体制、そういう方向に関
係のある団体については非常にこれは軽微なそ
ういう警備陣しかしてなかつた。おそらく予算も
そういう関係であります。そうして次長さんは、實際はこの「右翼事典」に出ているそういう
事態さえも、これはお読みになつていらつしやら
なかつたということが明らかになつたわけです。

これが三島事件というふうなもの、そうしてこれ
は非常に今後右翼に対しましていろいろな影響を
持つだろう。日本の反動体制の中にこれは非常に
やはりいろいろな関係を持つだらうと思うのであ
りますが、そういう中でこういう体制で公安調査
署はいいと、こういうふうにお考えになつております
が、当、銃砲刀劍類所持等取締法によれば、今
局長は見えてないな。——それではお聞きします
が、当然、銃砲刀劍類所持等取締法によれば、今
度のこの刀剣というものは許可されておつたやに
考えられるのですが、これは許可されておりま
したか、どうですか。

○説明員(渡部正郎君) 許可されておりました。

○岩間正男君 何月何日です。それから許可の条
件。当然これは許可の事件が必要なわけだ。三条
一項ですか。

○説明員(渡部正郎君) 許可の日時は、資料を
持ってきておりませんのでよく承知しておりませ
ん。

○岩間正男君 わからないのですか。許可の条件
はあなた調べなければこれはまずいわね。これは
白昼とにくくこういう刀剣を持ち歩かれ、それ
が自衛隊の門をくぐつたれも怪しむ者がなかっ
た。それがものをいつたわけだ、最後には、そ
ういうことになりますと、この法律で取り締まる警
察庁の立場として、この問題でぐつこななければ
ならないはずだが、きましたか。そのときどうで
したか。これは全然こなかつたですか、この問題
が起きたときに。関係六といわれるこの刀剣はい
つ一体どんな条件で許可したのか。これは当然國
会で質問されるぐらいのことが頭にこなければ優
秀な官僚とは言えないと思うのです。

するやり方、あるいは革新団体、あるいはまた、
わざわざ容疑団体などというようなものをつくつ
てそういう体制を強化する方向をとつております
が、今度の事件はこういうところから起つて、
機構上の欠陥、姿勢の欠陥、そういう問題をこれ
ははらんでおるのありますから、これは大臣に
おいても十分に検討をしていただきたいと思うの
です。それで、これは例をあげれば数限りなくあ
りますが、きょうは時間の関係で具体的な例につ
いては省いておきます。これは後日に聞くことに
したいと思います。

次に、今度の三島事件で刀剣が、これは関係六
と聞いておりますけれども、白昼公然と持ち歩か
れたのですね。これは警備局参事官ですか、警備
局長は見えてないな。——それではお聞きします
が、当然、銃砲刀劍類所持等取締法によれば、今
度のこの刀剣というものは許可されておつたやに
考えられるのですが、これは許可されておりま
したか、どうですか。

○説明員(渡部正郎君) よろしくおぞいます。

○説明員(内田達夫君) これはぜひひとつお願ひします。

○岩間正男君 これはぜひとつお願ひします。

○説明員(渡部正郎君) それは、それからもう一つの問題は、答弁されるでしょ
うが、答弁されても、同時に資料としていただき
たいですね、いかがでしょうか。

○説明員(渡部正郎君) はい、よろしくおぞいます。

○説明員(渡部正郎君) これは許可の条件がわからないと
いうのはちょっと困るね。いますぐわかります
か。

○説明員(渡部正郎君) わかりませんのは許可の
日時でござりますけれども、これは美術品として
価値があるということで、文化庁長官の登録を受
けて所持を許可されているものでございます。

○岩間正男君 これは三島個人のものだったですか。

○説明員(渡部正郎君) わかりませんのは許可の
日時でござりますけれども、これは美術品として
価値があるということで、文化庁長官の登録を受
けて所持を許可されているものでございます。

○説明員(渡部正郎君) さようでございます。

○説明員(渡部正郎君) ちょっといま調べてお
りますからお待ちください。

○岩間正男君 そうしますと、ついでに資料を要
求しておきたいのですが、公安調査庁の機構その
もの、たとえば人員ですね。全体の本庁における
人員で、総務部はどういうふうになつておるの
か。それから調査第一部はどうなつておるのか。

でも、正当な理由がない場合に持ち運びをするこ

とは法律で禁止されています。

○岩間正男君

今度の場合は、事件当日、三島が自宅から東部方面総監部に自動車で運搬いたしましたので、事実上警察が刀を持っているということを発見するチャンスがなかったわけ

でございますけれども、所持自体が正当であったかどうかという点を検討いたしますと、法律的には正当な所持とは言えない状況であったと思いま

す。

○岩間正男君

そうすると、これは取り締まりの手抜かりは認められるということになるわけですか。

○説明員(渡部正郎君)

自動車で運ばれる場合には職務質問等にかかる可能性が非常に少ないわけございまして、残念でございましたけれども、その途中で発見するに至っておりません。

○岩間正男君

これももう学生の心身の鍛錬団体は持ち運んだんじゃないと思う。今までの場合に、ことにこれは指揮刀だというようなことを言ったわけでしょう。ですから、これは一時に自衛隊に三十日も四十五日も入隊になつたのですから、そういうときにもこれは持つて行つたのじゃないですか。それからいままでいろいろペレードをやつたり、指揮をやつたわけですか。こういうときにこの軍刀は使われておつたのじゃないですか。どうなんですか。そういうことについてもこれは調査はないのですか。

○説明員(渡部正郎君)

今度の事件以前にその軍刀が使われたということは聞いておりません。

ついでござりますけれども、刀剣の所持の関係につきましては、一般的には非常にきびしい取

り締まりをやっておりまして、四十四年度中三千件ぐらい不法所持ということで取り締まりをやつ

ているのでござりますけれども、先ほど申し上げ

ましたように、今度の場合、自動車の中であつた

ものですから発見されるに至らなかつたわけでござります。たいへん残念に思つております。

○岩間正男君

今度の事件だけを私は言つておるのじゃなくて、今度の事件に至るまで、その事前にこれが取り締まられておつたらこの事件を相当

セーブすることができたと、こういうふうに思うのです。だから、姿勢の問題ですよ。三島とい

うのは文化人で小説家だ、そういうようなことでこれはやっぱりゆるみがあったのじゃないか。そ

ういうのは、結果論においては、人にこれによつて傷害を与える、こういう事態になる。そしてみ

ずからの命を断つというようなそういうところま

でこれはいったわけです。そうすると、これに対

する取り締まりのそういう不備というものは、こ

れはお感じになつていらっしゃるわけですね。そ

ういう点はどうなるのですか。

○説明員(渡部正郎君)

刀剣は美術品として許可されておりますものでも不法に使われる危険があ

るわけでござりますから、今後といたしまして

は、その取り締まりをさらに厳重にしたいと思つております。

○岩間正男君

まあ、この問題はやはりほんとうに国民の世論を聞けばいいのですが、どうもル

ズだ。こういう問題は全く野放しになつてゐる

特定の人にこのようない野放しで、一方だけにはこ

れはきびしい、こういうことで實際いかのどう

か。こういうことが、いまさらながら、この問題

を製機として警備の問題について出てくるわけ

ですね、これは大臣もそれはお認めになりますか、

どうですか。

○國務大臣(小林武治君)

これはまあ、これから問題としても十分注意していかなければならぬ

問題であるというふうに思います。

○岩間正男君

次に伺いたいのであります。時間があと十五分しかございませんので、これは大臣にもたぶん来ているのじゃないかと思います

が、青年思想研究会本部といふところから私にこ

の書類が届いております。これは同時に全体の代

議士に配つたというふうに聞いておるわけですか。

ね。しかし、これはやはり三島事件に關係して

「三島由紀夫の死に関する私達の見解」「青年思

想研究会本部」こういう形でこれは送られてきて

おります。

まず第一に、大臣、お読みになりましたか。

○國務大臣(小林武治君)

読んでおりません。

○岩間正男君

この中でいろいろなことを書いております。これ、全文読む時間の余裕がないと思

うのでありますけれども、こういうことがあります

ね、三島氏の死を見る視点の違ひは、人に

よつていろいろな違つた受けとり方をしていま

す。三島氏のあの壮烈な死に対し、佐藤首相は

「氣狂い沙汰」と事もなげに片づけていますが、

「氣狂い沙汰」というような逃げ口上では、「一

国の宰相としての政治的責任は逃がれることはでき

ません。外界からのいさきかな際間の風もいとつ

て、四選という柔かい布団くるまつて、天下泰

平の惰眠をむさぼつてゐる佐藤首相には、三島氏

の憂國のまごころが「氣狂い沙汰」としか受けと

れないのだろうか。こんな愚劣な發言をする人を

首相にいただいている日本国民は、何と不幸な

国民であろうか。」こういうような文章もござい

ます。それから、そういうことをいろいろ

述べまして、最後に、「ただひたすら自分達の心

の奥底に三島氏の生死をかけた「祈りと行」を深

くがつかりと受けとめて、私達の今後の國づくり

の中に生かすことが眞の意味の追悼と確信いたし

ます。」こういうような三島賛美に近い文章が述

べられているわけですね。それで、お聞きしたい

のですが、大臣、この青年思想研究会本部とい

うのは、どういう性格の団体ですか。これも公安調

査室ですか。

○説明員(内田達夫君)

青年思想研究会、これは略して青思会と呼んでおりますが、これは昭和三十五年四月ごろに結成された、右翼団体の二十八

団体からであります。これは昭和三

五年四月ごろに結成された、右翼団体の二十八

団体からであります。これは昭和三

五年四月ごろに結成された、右翼団体の二十八

団体からであります。これは昭和三

五年四月ごろに結成された、右翼団体の二十八

団体からであります。これは昭和三

五年四月ごろに結成された、右翼団体の二十八

団体からであります。これは昭和三

五年四月ごろに結成された、右翼団体の二十八

とを述べておるわけですか。

○説明員(内田達夫君)

ただいま記憶しております。

○岩間正男君

人員少ないですからね、二十人くらい。しかし、二十人でも真剣になって調べればわかるだらうと思うのですが、「信条」にこう書いています。「國の為には血を流せ。」、「家族のためには汗を流せ。」こう書いてありますね、この前には汗を流せ。」これは非常にやはり右翼の一つの思想から來っているのじゃない

かと思うのですね。どういうふうにこの団体はつかんでおられますか、公安調査室。

○説明員(内田達夫君)

右翼団体の協議体でございます。おもなる活動と申しますか、昨年の八月にいまして、高橋正義という者が会長になつております。おもなる活動と申しますか、昨年の八月に新潟県の山奥の奥只見といふところで隊員を數十名集めて夏季練成会をやつた。これは週刊誌等でも紹介されておりましたが、この右翼団体の構成員の青年に対する練成会、練成といったような活動をやつておる団体と承知しております。

○岩間正男君

ここに「週刊サンケイ」の記事があるわけです。十二月二十一日号の「週刊サンケイ」の記事に児玉善士夫氏が、これはただいま

なたが言われた奥只見の問題について発言してお

る。これはお読みになりましたかな、なつていま

せんか、なつておらないですか。

○説明員(内田達夫君)

最近のでござります。なたが言われた奥只見の問題について発言してお

る。これはお読みになりましたかな、なつていま

だで防いでやれ、ということだったんです。あのとき、本門寺に集結したのは五百人で、猛訓練をしました。」こういうことが児玉氏のことばとして語られているわけです。「週刊サンケイ」の記事です。大臣に伺います。こういう民兵的な、しかも軍隊の補助機関のようなこういうことをやる団体、この右翼団体の行動についてはこれをお認めになりますのですが、ならないのですか。

○國務大臣(小林武治君) 認めないとお答え申し上げます。

○岩間正男君 公安調査庁長官に伺います。これについてはどのような調査をされるのか、今後このような団体についてどのような対処をされるのか、はつきり伺いたいと思うのであります。

○説明員(内田達夫君) ただいま青思会の昨年の池上本門寺における訓練と申しますが、さようなこともその当時承知しております。かような集会等につきましては、事前にその集会の行なわれる事等を情報で知りまして、調査官を派遣して視察をさせたり、その動向に対しても、少ない人員でありますので行き届きませんけれども、できる限りの動向調査をやらしております。

○岩間正男君 この調査はこれはいつごろわかるのですか。これは一つの例だと思います。三島氏の問題と関連して今後、これは大臣がはつきりそう言われた、こういうものは認めない、非合法的な活動ですね。これは当然公安調査庁の任務の、いわゆるあなたたちの守備範囲になるわけですね。そうなりますと、これについてははつきりした明快な、大臣のただいまの答弁からいいまして、当然明快な態度を天下に明らかにしなければならぬ、そういう責任を持つておるわけです。あなたたち三十七億の金を使っているのですからね。役に立たないことは何にもなりはしない。そして実際は民主団体の民主的な活動をつけ回している。それでたいへんな調査活動費が使われておることを私は何回かこれは委員会で、今まで決算委員会等で明らかにしてきておるのであります。不要なところに金が使われている。實にこれは

ひどいことがなされている。私自身も一へんそりうひどい目にあったことがあります。私のおふくろが死んだので、そのおふくろのお悔やみに行くと、そこで見舞い金を取り、旅費を取り、そして実際に二重スペアみたいな役割りをした者を私は摘要したことがあります。まぎれのない公安調査庁の職員であります。そのとき課長が私のところへやってきて、あなた知っているだろうとかなんとかいうことを言った。それで私はその正体を追及したらたいへん問題になつたことありますが、こういうことをやっておるので。そういう方面には相当たいへんな金が流れつて、しかも、こういうほんとうに日本の軍国主義につながっていくような、再び暗黒につながるような、こういう問題についてはこれを等閑に付するというようないことは、これは絶対に許されないと思うのですが、これは大臣ですか。この点については明確な政府の姿勢というものを私はここで明らかにされると必要があると思いますが、いかがでしょ。

○國務大臣(小林武治君) これはもう一般的に申し上げるしかありませんで、社会秩序を乱すとか暴力とかいうことは取り締まらなければならぬということは、当然そういうことでございます。

○岩間正男君 一般的のところではなく、私は具体的にいまあげたのです。池上本門寺でとにかくそういうことをやつておる。こういうものについてやつぱり明確に対処するという姿勢でなければいけない。政府の姿勢といふものは非常にあいまいで、実際はこういうところを日ごろをやつておるのではなくかということを言われてもしかたがないじゃないか。

もう一つ伺いたいのですが、この文章、三島氏の壮烈な死をいたみ、私たちの今後の國づくりの中には生かすというようなことを言おるわけです。こういうような態度については、これは大臣、どう思いますか。大臣、この文章について調べられたか。まず公安調査庁にお聞きしたい。これは調べられたか。

○説明員(内田達夫君) その文章は承知しておりません。

○岩間正男君 それでは大臣いかがです。これで終わりにしましよう。大臣、いまの答弁。

○國務大臣(小林武治君) これはもう一つの事件が起きたことはあります。まぎれのない公安調査庁の職員であります。そのとき課長が私のところへ来て、あなた知つているだろうとかなんとかいうことを言つた。それで私はその正体を追及したらたいへん問題になつたことありますが、こういうことをやつておるので。そういう方面には承つておきます。

○岩間正男君 しかし、これは容認されますか。これは日本の憲法の精神からいつて容認されますか。あなたの立つておられる、これは少なくとも

議会制民主主義の立場に立つて容認できますか。

○國務大臣(小林武治君) いま私が申し上げたよ

うに、私は読んだこともありませんし、いまお読みになったことを聞いておる。だから、あまり正確に認識するというわけにはまいりませんし、第一、いろいろな意見のあることを、私どもがすぐしゃつたことも、それはいけない、あるいはいいかねる。こういうこともあります。あなたがおつしやつたことも、それはいけない、あるいはいいことを私は申すわけではありませんが、われわれも責任ある立場にあるから、いろいろの意見を聞いてすぐにいい悪いということはどうかと、こういうふうに考えます。

○岩間正男君 これは大臣の発言としては重大なものを持んでおると思うのであります。そうでもないかということを言われてもしかたがないじゃないか。

○國務大臣(小林武治君) これは大臣の発言としては重大なものを持んでおると思うのであります。そうでもないかということを言われてもしかたがないじゃないか。

○説明員(渡部正郎君) いま私が申し上げたよ

うに、私は読んだこともありませんし、いまお読みになったことを聞いておる。だから、あまり正確に認識するというわけにはまいりませんし、第一、いろいろな意見のあることを、私どもがすぐしゃつたことも、それはいけない、あるいはいいかねる。こういうこともあります。あなたがおつしやつたことも、それはいけない、あるいはいいことを私は申すわけではありませんが、われわれも責任ある立場にあるから、いろいろの意見を聞いてすぐにいい悪いということはどうかと、こういうふうに考えます。

○岩間正男君 これは大臣の発言としては重大なものを持んでおると思うのであります。そうでもないかということを言われてもしかたがないじゃないか。

○説明員(渡部正郎君) 美術品として登録をしております。よろしくお聞かせください。

○岩間正男君 それでは委員長、終わります。

○説明員(渡部正郎君) 美術品として登録をしております。よろしくお聞かせください。

○岩間正男君 それでは委員長、終わります。

○足鹿鷹君 時間もあまりないようではありますか、法案そのものの内容について若干法務大臣、関係当局にお尋ねをいたします。

○岩間正男君 まず第一に、刑務所等の設置、廃止及び移転関係についてであります。東京拘置所の移転、小菅刑務所の廃止について、今回小菅に移転する東京拘置所の敷地あとは株式会社新都市開発センターに払い下げられると、かよう聞くとあります。

○足鹿鷹君 まず第一に、刑務所等の設置、廃止及び移転関係についてであります。東京拘置所の移転、小菅刑務所の廃止について、今回小菅に移転する東京拘置所の敷地あとは株式会社新都市開発センターに払い下げられると、かよう聞くとあります。

○足鹿鷹君 まず第一に、刑務所等の設置、廃止及び移転関係についてであります。東京拘置所の移転、小菅刑務所の廃止について、今回小菅に移転する東京拘置所の敷地あとは株式会社新都市開発センターに払い下げられると、かよう聞くとあります。

○足鹿鷹君 まず第一に、刑務所等の設置、廃止及び移転関係についてであります。東京拘置所の移転、小菅刑務所の廃止について、今回小菅に移転する東京拘置所の敷地あとは株式会社新都市開発センターに払い下げられると、かよう聞くとあります。

解として明確にされないというのはこれはどうかと思うのです。これは大臣に——私はよく自民党と右翼団体の癡情の問題が問題にされている。そういう中でこういう問題が起つてきているのでありますから、これについて非常に党そのものの体質が問われている。そういう問題も持つてゐるのですから、これは政党の大蔵として、ただいまのような御答弁では、これはたいへんな問題を私は持つておると思つ。まあ時間が参りましたから、この質問はこれで終わりますが、いずれまた後刻こういう問題についてお伺いします。

○説明員(渡部正郎君) 先ほど岩間議員から御質問ございました。三島の所持しております日本刀の登録の年月日がわかりましたので御報告させていただきます。四十一年の九月の二十日でございました。先ほど資料提出のお話がございましたが、これをもつてかえさせていただきたいと存じます。よろしくお聞かせください。

○説明員(渡部正郎君) まだ岩間議員から御質問ございました。三島の所持しております日本刀の登録の年月日がわかりましたので御報告させていただきます。四十一年の九月の二十日でございました。先ほど資料提出のお話がございましたが、これをもつてかえさせていただきたいと存じます。よろしくお聞かせください。

が、聞くところによると、川越、岡山等はすでにセンターの取得の見返りとして、その会社の手によって建設が進められている、また進める考えである、かのように聞いておりますが、事、いやしくも刑務所という特殊な建築物を、このような機関の協力を得なければ建設その他司法行政が進められないものでありますか。独自の立場に立つて法務行政を進められる上において、このよくな社団法人でもなければ社会福祉法人でもない、法人格は株式会社であります、そういうものとどのような立場でさようなお取りきめをなさらなければならないのでありますか。その基本について大臣に明らかにしていただきたいと思うのです。

○國務大臣(小林武治君) 国の財産の譲渡と払い下

下げと、こういものは從来とも原則として公共

団体を対象としておりまして、ただ、この問題につきましても、東京都その他いろいろ交渉した

のでありまするが、結局において不可能である、

こういうことで、例外中の例外としてこの問題に

ついてはいまお話しのよな会社と契約をした。

こういうことに相なつておるのでありますて、こ

れは私ども刑務所が全国的に非常に老朽であり

あるいは繁華地にあって、いろいろな点において

難点がある。こういうことで、できるだけ刑務所

の移転をこの際はかりたい、かよう考えまし

て、全國的にこれを実施しております。それにつ

きましても、また法務省が土地を買って家をつく

る、こういうことよりか、特別な会計制度をつく

りまして交換と、こういうふうなことによつて処理する

ことが一番近道であるといふうなこと

で、方々において大体において自治団体がその既

設のものを引き取つて、そのかわりに土地また建

物等をつくつて政府に提供する、こうい方法をとつておりますが、刑務所自体は特殊な建物でありますから、結局は法務省が設計をし監督を

する、こういうことで、事実は金を払つてもらつ

と、こうふうな形にしておるのであります。したが

いまして、東京都の刑務所の問題につきましては、衆議院等においていろいろの批判を受けてお

るのあります、これは例外中の例外として実

施するものであり、また心配をされるような事態

をきびしく考えまして、そうしてさよな弊害の

ないような方法をとるということ、要するに、

いままでの場所といものは、大体もう繁華地に

あるために非常な土地価格を持つてゐる。こう

いものをお払い下げるかわりに、その対価に当た

る建物をつくつてもらう。こういう方法をほかでも

みなどつておるのでございます。ただ、いまお話

のような会社を相手にしたことがどうか、こう

い問題があります。しかし、その相手にした弊

害はきびしく除く、こういう方針で当たつておる

のであります。

○足鹿覺君 これらについて、売却、取得につき

ましては特定国有財産整備特別会計において行な

われておるようあります、巢鴨の東京拘置所

の敷地あとの売却価格及び各刑務所の取得価格は

何ほどでありますか。

○説明員(伊藤榮樹君) 正確な数字を申し上げま

すとたいへん端数がござりますので、御理解に便

なようにならぬくして申し上げますと、現在東

京拘置所があります敷地を渡します際の評価額が

五十三億六千万余り、これに対しましてこれと

交換に国が取得します施設が、黒羽刑務所、新東

京拘置所、川越少年刑務所、浦和拘置支所、岡山

刑務所、旭川刑務所、この六施設、合計いたしま

して四十七億となるわけでございます。

○足鹿覺君 購入價格の内容を見ますと、「昭和

四十二年二月二十七日付で、法務省及び大蔵省と

同契約によりますと、東京拘置所のあと地の払い

下けを受けたものとして、「その見返りとして払

ういうことです。内容的にはどういうことですか。

○説明員(伊藤榮樹君) 東京拘置所及び拘

置所を建設する。「ほぼ見合う」ということに

なつておりますが、「ほぼ見合う」ということは

下けを受けたものとして、「その見返りとして払

ういうことです。内容的にはどういうことですか。

○説明員(伊藤榮樹君) この契約の末期が昭和四

十六年三月三十一日でございますので、その時点

で納付になるわけでございます。

○足鹿覺君 契約には、四十六年末というとの

契約になつております、その時点において差額を納入

するという契約になつておるのですか。

○説明員(伊藤榮樹君) 契約の内容をさら分解

して言いますと、建物をいつまでに仕上げるとい

うことと、それから仕上がつた建物を国に引き渡

すということ、引き渡しが終わつた段階でいつ差

額を決済をすると、この三つの口時が段階を追つ

て契約の内容になつております。完成いたしますと、逐次これを

国側におきまして検査をいたしまして、間違いない

とおわかりいただけると存じますが、特定国有財

庫へ納付していただく、こういう決済になつてお

ります。

○足鹿覺君 そういうことは国有財産売り払いに

関する整備特別会計法に合致しておるものでありますか。一たん特別会計に入れ、それから当然

支出していくべき性格のものでありますか。

○説明員(伊藤榮樹君) 一言沿革を申し上げます

とおわかりいただけると存じますが、特定国有財

庫整備特別会計が発足いたしましたのは四十五年

度——本年度からございまして、その以前は國

有財産法並びにこれの附屬法規によりまして建築

交換方式という方式をとつておきました。この時

代におきましては、ほぼ対等額において交換を

し、差額を国と相手方の間で決済をするというの

がたてまえでございます。このたてまえで発足いたしましたけれども、本年度、御指摘の特別会計

ができましたにつきまして、この工事の未済分を

がてましかえた、こういう技術的な処理があつたわけでございます。

○足鹿覺君 第六十三国会の衆議院予算分科会での説明では、巢鴨の売却価格は五十三億六千一百

万円余となつております。刑務所等の取得価格

は、ただいま申されましたように四十七億四百万

円余、その差額はどういうふうに処理いたしてお

るのですか。

○説明員(伊藤榮樹君) 全部の移行が終わりました段階で差額を相手方が國庫へ納付することになつております。

○足鹿覺君 いつ納付になつたのですか。手続は完了しておるのですか。

○説明員(伊藤榮樹君) この契約の末期が昭和四

十六年三月三十一日でございますので、その時点

で納付になるわけでございます。

○足鹿覺君 契約には、四十六年末というとの

契約になつております、その時点において差額を納入

するという契約になつておるのですか。

○説明員(伊藤榮樹君) 契約の内容をさら分解

して言いますと、建物をいつまでに仕上げるとい

うことと、それから仕上がつた建物を国に引き渡

すということ、引き渡しが終わつた段階でいつ差

額を決済をすると、この三つの口時が段階を追つ

て契約の内容になつております。完成いたしますと、逐次これを

国側におきまして検査をいたしまして、間違いない

とおわかりいただけると存じますが、特定国有財

庫へ納付していただく、こういう決済になつてお

ります。

○足鹿覺君 見返りとして建設される六カ所の刑

務所等については、いまお話しがあつたよ

う関係になるわけでして、要するに、こちらが

東京拘置所のあき家になりました土地建物を引き渡しますと、そろそろと差金の授受が行なわ

る、こういうことでございまして、若干説明が不

十分でございました。

○足鹿覺君 見返りとして建設される六カ所の刑

務所等については、いまお話しがあつたよ

う関係になるわけでして、要するに、こちらが

東京拘置所のあき家になりました土地建物を引き

渡しますと、そろそろと差金の授受が行なわ

る、こういうことでございまして、若干説明が不

十分でございました。

○足鹿覺君 見返りとして建設される六カ所の刑

務所等については、いまお話しがあつたよ

う関係になるわけでして、要するに、こちらが

東京拘置所のあき家になりました土地建物を引き

渡しますと、そろそろと差金の授受が行なわ

る、こういうことでございまして、若干説明が不

十分でございました。

○説明員(伊藤榮樹君) 先ほど名前をあげました。

六ヵ所の施設のうち、旭川刑務所、岡山刑務所、川越少年刑務所及び浦和拘置支所、この四つにつきましてはすでに引き渡しを終わりまして、現に受刑者その他を収容して業務を開始しております。東京拘置所と黒羽刑務所の二つが残つておるわけでございますが、先ほど御説明しましたように、年末日、年末が工期でございまして、私もしばしば行つて実見をいたしておりますが、その工期までに完成する。そうしますと工事検査の上引き渡しを受ける、こうしたことになると思ひます。

○足鹿覺君 このケースは独特のケースのようですね。美濃部知事が実現する前の契約のようあります。が、契約の全文等はこの際一々朗読することはめんどうでありますから、後刻御提示願えますか、資料として。

○説明員(伊藤榮樹君) 契約の内容を後刻差し上げます。

なお、ただいまのお尋ねの中に出でおりました特殊のケースであるということは、一つの建物を渡して六つを取得する。その六つが同時にでき上がるのではなく、わりあい施設の規模の小さいものが引け渡されたところで、國が今度は國のものを相手方に渡して差金の授受をして決済をする。こういう複数対一個の交換であるという意味においてやや特殊である。それから、冒頭に大臣が御説明されましたように、相手方が、やむにやまれない事情があるとはいながら、地方公共団体等でない。この二点がこの交換契約の特色かと思ひます。

○足鹿覺君 もう一ぺん差額の問題に触れますが、契約当時における差額と、積算された差額と、今日の情勢とは相当開きがあると思います。が、差額はその当時契約された差額として国庫へ入ります。

○説明員(伊藤榮樹君) 差額は確実に国庫へ入り得ております。

○足鹿覺君 その保証はありますね。

○説明員(伊藤榮樹君) 納付がなければ契約を解除する等のことに法律上なるわけでございます。東京拘置所と黒羽刑務所の二つが残つておるわけでございますが、先ほど御説明しましたように、年末日、年末が工期でございまして、私もしばしば行つて実見をいたしておりますが、その工期までに完成する。そうしますと工事検査の上引き渡しを受ける、こうしたことになると思ひます。

○足鹿覺君 このケースは独特のケースのようですね。美濃部知事が実現する前の契約のようあります。が、契約の全文等はこの際一々朗読することはめんどうでありますから、後刻御提示願えますか、資料として。

○説明員(伊藤榮樹君) 契約の内容を後刻差し上げます。

なお、ただいまのお尋ねの中に出でおりました特殊のケースであるということは、一つの建物を渡して六つを取得する。その六つが同時にでき上がるのではなく、わりあい施設の規模の小さいものが引け渡されたところで、國が今度は國のものを相手方に渡して差金の授受をして決済をする。こういう複数対一個の交換であるという意味においてやや特殊である。それから、冒頭に大臣が御説明されましたように、相手方が、やむにやまれない事情があるとはいながら、地方公共団体等でない。この二点がこの交換契約の特色かと思ひます。

○足鹿覺君 この二点がこの交換契約の特色かと思ひます。

○説明員(伊藤榮樹君) 用途指定の内容は三点でござります。第一点は、都市計画事業といたしまして特許を受けておるものでございまして、高速道路のインターチェンジをつくること、これが第一でござります。それから第二は、都市計画事業として同所に大きな駐車場をつくることでござります。それから第三は、同所に東京都市計画自働車駐車場事業の許可を受けておりますバスターミナルを建設すること、これでござります。

○足鹿覺君 この計画書を見ますと、三十六階建てのビルも建設するという具体的な計画が盛られております。

○説明員(伊藤榮樹君) おるようであります。

○足鹿覺君 おるようであります。

○説明員(伊藤榮樹君) 要するに東京拘置所のと地の計画として現在考へられておりますのは、たゞいま申しますように、非常に大ざっぱに言ひますと、地下三階から地上三階のところまでが国から用途を指定されたものに利用すると、その上におむね三十六階程度の建物を建てて、これを都市開発センターが經營をするという大ざっぱな計画でございますが、その中には、地元の住民の福祉になるような、たとえば児童会館でございまして、その点はわからぬではありませんが、地元の方々から五ヵ年拘束されるといいます。ただ地元の方々からいまま一、三話が出て

階を建てるか三十七階を建てるか、三十八階を建てるかということは、国としては権利として会社に申すことはできない、まあ契約内容になつておるわけでございます。しかしながら、もともと法務省の施設があつたあと地でございます。その利用につきましては、私ども重要な関心を払わざるを得ませんので、ひとつ会社とよく話をしまして、会社に対して助言すべきことは助言をして、いやしくも元法務省の建物のあつたところがこんなふうになつて、地元住民の反感を買つておるといわれることのないよう何とか注意をして、できるだけのことをしてまいりたいと思つておるわけでござります。

○足鹿覺君 非常に弱い答弁ですな。少なくとも今までの御説明の経緯から見、この会社の性格から考え、しかも国有財産の特別会計の面から見ましても、当然國がもつと積極的な指導的な発言をし、その実現を期する、こういう御発言なら私も納得できますが、いまのような助言程度で、それは会社のこの大どころの看板を見ただけで、とてもあなた方が助言をしたくらいいことでは、ちょっとやそっと押しても笑いても動く人たちではないと私は見受けますが、現在の佐藤内閣のバックボーンをなす大ものぞろいです。とても太刀打ちにならぬと思ひますが、あなたたちは自信をもつてやる勇気と用意がありますか。法務大臣どうですか。必要があればそのお名前を申し上げてもいいのですが、たいへんなるべくです。

○國務大臣(小林武治君) 筋道から言えど、契約をすると、みんなそのお互いの条件というものができますから、いまお話しのようなことが

は、その後住民からもいろいろな問題が出てきていたが、たゞ私は法律論として、権利として政府が押しつけるわけにはまらないね、しかし一方の当事者であるわれわれは、ぜひそういうふうにしてもらいたいと、これは法律論的にいえば、道義的の問題でありまして、私は契約自体が、あるいはいまから見まして、そういうことまでなぜつけておかなかつたかと、こういう議論が出てき

ておりますが、あとになつてから、これは法律論として、権利としてわれわれが主張することは困難であろうと、しかし、やはり住民の意向といふものは、これは重視しなければならぬということで、私どもがそういうことを会社に要請をす

る、これはあくまでも要請はしなきやなりませんが、権利として会社に押しつけることはおそきに失したと申すか、これは別なことばであります

が、いまはそういうふうな立場にないと、こういうことでございます。

○足鹿覺君 要するに当時の契約が甘過ぎたといふことです。それは認めにならざるを得ないでしよう。

○説明員(伊藤榮樹君) 今日の時点でいろんなお考えがあろうと思いますが、事の起こりは、昭和三十三年に閣議了解がございまして、首都圈整備計画遂行上、東京拘置所はあそこからのがべきだと、早くのがべきだということがまずあつたわけ

でござります。そこで、のくためにはどうしたらいいかと。一番いいのが地方公共団体であつておられた方が助言をしたくらいいと、東京都などと競争をいたしましたが、要します資金は見受けがどうしてもな

い。そこで、いわば次善、三善の策として、株式会社新土地開発センターに売り払うということになつたわけございまして、そういう形で処分いたしました際におきましては、地上三階までの部分について国からしっかりと用途指定をして、それをのんでもらうという以上の条件をかりにつけたいたしますと話がまとまらないと、こういふ

う事情があつたわけございまして、事の起こりは、東京拘置所はあそこからのがべきだと、のくためにはどういう方法があるかということで、いろいろ考えた末結んだのが現在の契約であるわけ

でござります。

○足鹿覺君 私の聞いたところによりますと、元衆議院事務総長の大池君が当時の役員に入つておられる方と聞いておりますが、私の手元にあります四十五年八月二十八日のこの会社の役員名簿の

昨日、現在の連盟の参加者を見ますと、自民が衆参合計して九十一名、社会が百四十一名、公明七十一名、民社三十六名、共産六名、合計三百四十五名の大きさに達しておりますのでございます。なお、伝え聞くところによりますと、次々とこの趣旨に賛同いたされまして、加盟者は増加しつつあるという現状でございます。

この連盟の目的とするところは、井川第一条にありますごとく、「日中両国の国交を回復して法律上の戦争状態を終結し、両国永久の友好親善の基礎をつくることを目的とする」と、かようにうたつておるわけでございます。外務大臣の御所屬の自由民主党からも、先ほど述べたごとく、多數の御参加を得、今後おそらく両院の過半数をこえる国会の総意に近い声ともならんがという情勢であります。この日中國交回復促進議員連盟に對する外務大臣としての御見解、なんばく、「日本両国の国交を回復して法律上の戦争状態を終結し、両国永久の友好親善の基礎をつくることを目的とする」、この趣旨に対する御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(愛知接一君)　ただいまお述べになりました各党共同の連盟が発足いたしました。その事実並びに規約等の関係も私はよく承知いたしております次第でございます。政府といたしましても、かねがね申しておりますように、この中國問題といた、日本にとりましてもまことに重大な案件につきましては、国内のいろいろの議論というものに十分留意することはもちろんでありますし、ますよう、日本を益から申し、また、國際緊張の緩和ということから申しましても、現在中国本土に八億の国民がおりまして、これが戦後二十余年にわたって實際上の存在としておられるという点については、この事実を客観的に認め、かつ、これとの間にも、從来はいろいろ日本の国益という点に立脚いたしまして、政府として最も適切だと思う方策をとつてきたつもりでございます

けれども、今後におきまして、いま申しましたような基本的な立場に立って十分各方面からの御意見を伺いながら、中国政策というものを日本のためにどうあるべきであるか、また、同時に、国際的な環境の中でどういうふうにこれを進めていくべきであるのかということにつきまして、真剣に検討をいたしておるわけでござります。

れることがこの際必要ではなかろうかと思ふ。いかがですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 正常化ということのことは、とばがよく使われますし、それからまた、平和和解の態と申しますか、戦争状態の終結というようなな考え方もいまも言及されたところでござりますけれども、こういうことばにも、あるいは法律的、条約的にもいろいろの解釈なり経緯なりもございまから、端的にいまお述べになりましたような説について、いま直ちに政府の見解として申し上げることはございません。

しかし、私どもの考え方といたしましては、

まざいます。これもまた十分に
考状約されにするなければならぬ問題だと
一言にして政府の立場から
の段階でクリアカットな御
ろまでにいっていない。そ
うな問題である。こういう大
きな問題で、たゞいまおしかりか
ますので、たゞいまおしかりか
非常に抽象的な答えではな
どもだと思ひますけれども
は、以上のよろづな基本的な
とどめさせていただきたい。

討してまいりたいと思つております。そういう際でもござりますから、こうした各党共同のこういう連盟ができ、そこで活発な御論議が行なわれますことにつきましては、政府といたしましても十分敬意を表してまいりたいと考えております。

ればならないと思つておるわけでござります。事

民は受けとめておると思いますが、いかがです

るいは覚書き方式等によつていくといふことで
は、とうてい目的が貫徹できない、したがつて国
交を回復し、法律上の戦争状態をまず終結する
ことが、両国永久の友好親善の大前提である、

柄の条理上そういうふうに考えるべきものでござ
る。そして幸いにしてその結果というものが二
つの結論ができましたならば、これを認めてい
くのが日本政府としての立場でなければなら
ない

○國務大臣(愛知揆一君) 転機に際会している、
私はやはりそういうふな認識を持っておりま
す。昨日何時でござりますか、昨日のある時間に

こういう合意に達した規約であります。あなたの方の党からも参加しておられるのであります。わが党はもちろん、公明党も民社党も全員加盟であります。また、その後の情勢を聞きますと、共産党

ない、かのようにまず考えております。そうして、こうした平和的な話し合い、解決の方法といふについては、こいねがわくば、武力の行使といふようなことが考えられないで、かりにも武力の

おきましても三百四十五人の衆参両院の議員が、
党派をこえて、本件に対しまして非常な熱意を示
しておられる。これはほかの問題ではなかなかこ
ういうことはないことである。

も全員加盟を申し込んでおられるかのように叫んでおるのであります。といたしますならば、当然これは一党一派の問題ではなくして、国民を代表

行使というようなことがあれば、これは隣国としてもたいへんなことであり、また国際的にも非常事態に大きなことになりますから、そういうことは決して

それだけに、これを重要な問題として受け止めることにつきましての認識におきましては、私は十分認識しております。

する国会の声である。こういうわれわれは評価をすべきだと思いますが、敬意を表せられることは、けつこうであります。どのように具体的にこれを評価し、この精神をくみ取っていかれようとおるのか、その点について踏み込んだ御見解が承れないとすれば、基本的な考え方を明らかにさ

ひ避けて解決をしてもらいたい。こういうふうな基本的な考え方でおるわけでございますが、同時に他面におきましては、国際社会におきましても、今回の国連における代表権問題の取り扱い等につきましても、御承知のような状況でございましてから、いろいろと各國の考え方というものもあ

○足鹿署君 その点はお認めになつたようであります、先ほども外務大臣みづからお述べになりましたように、最近の情勢の変化、すなわちカナダ、イタリアが相次いで中華人民共和国政府自今北京と言いますが、北京政府を中国の唯一の合法政府として承認し、国連においては台灣政府

にかわって北京政府に中国代表権を与えるというアルバニア提案が過半数の賛成を得た。しかし相変わらず政府は重要事項指定方式の提案国となつて、あるいは賛成国となつて、指定方式が可決され、ついに中国の国連参加は実現を見るに至らなかつたことは非常に遺憾に存じます。中国の国連加盟は、このようにして今年も阻止されましたが、賛否の差はびっくりするような、予想以上に接近をし、中国の国際社会への復帰は強い現実性をもつて票数の上にあらわれておると思います。これらをお考えになつても、国際的に国連をめぐる動き一つを見ましても、国際的な大きな流れが中国承認の方向に動きつつあるということに対しても、從来と同じ政策をお続けになることは許されない、かように思いますか。その大体の流れに対する外務大臣の認識と、これに対する御所見を明らかにしていただきたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) イタリア、カナダが承認をした、この事実も総理の所信表明の中にも織り込んである次第でございまして、こういう点につきましての認識評価というのも、政府といたしましてもいたしておることは申し上げるまでもないところであると思います。

それから国連のアルバニア決議案あるいは重要事項指定決議案、これらに対しても從来とは違つた動きが出てきておるといふことも、これはもう客観的な事実としてこれを承認し、また評価いたしております。ただ、この表决等の状況をどういうふうにおまえは評価しているかといふ尋ねでございましたが、なかなかこれも複雑でございまして、表決の結果は申し上げるまでもなく御承知のような状況でござりますけれども、たとえば、この決議案等について棄権した国が意外に多かつた。それらの棄権の根拠等については、いろいろの立場がござりますようございませんけれども、たとえば中共加盟には賛意を表すけれども、國府の除名といいますか、追い出しあ

いますか、これにはどうも賛成しがたいという相手の国が相当多かつたようにも分析いたされまし、それから重要事項指定方式に賛成の票の中には、すでに中共を承認し、あるいは加盟についに賛成投票をしておるところで、なおかつ重要な事項指定方式に賛成をしておるという状況でもございませんので、もちろん日本として、主体的に中国政策を考えます場合、一番大事なのは国内の世論であり、また、國益に立脚していかなければなりませんこと、あるいはそれらの國々の見解というようなものも十分これは資料としても検討していくなければならないのではないか、あるいはまた、まあ言い過ぎになるかもしませんけれども、イタリア、カナダの場合、あるいはその後のエチオピアの承認ということもございましたわけでござりますけれども、何と申しましても、これらの中国に対する関心、あるいは具体的な國益と、いうものは、日本に比べますと比べものにならない程度に薄いわけで、いわば気が軽いというようなことも、またこれは十分考えなければなるまい。いろいろの点を総合勘案してみまして、政府といたしましては、先ほど申しましたように真剣に検討を続けておるわけでございますが、ただいまの時点ですごろすることが一番よろしいということを結論をもつて表明するまでに至つております。

○足鹿麗君 日華平和条約第一条によりますと、

両国間の戦争状態は、「この条約が効力を生ずる日に終了する。」ということになつております。この規定を大陸に適用されるることはあり得ません。これはもう明らかであります。日中両国間にはしまつたままにしておるわけでござりますが、ただいまの時点ですごろすることが一番よろしいということを結論をもつて表明するまでに至つております。

○國務大臣(愛知揆一君) これは先ほどお断わりいたしましたように、この条約の締結されたときの趣旨、それから純粹に条約論から申しますれば、この第一条というものは中国全体に適用されないものと見なければならぬという御見解でありますか、具体的に言うと。

○足鹿麗君 いろいろ御所見を伺いましたが、要するに政府は、依然として台灣政府を唯一の中國の合法政府とすることに固執しているようです。

○國務大臣(愛知揆一君) これは現在の状況でござりますが、台湾政府が大陸に復帰する

可能性が全く存在しない以上、日華平和条約が大陸に適用されることはあり得ない、私どもはかよる総会宣言は指摘しておるのであります。そこで承りますが、台湾政府が大陸に復帰するに至るまでの利益に反すると、昨日の五党の国会議員による総会宣言は指摘しておるのであります。

○足鹿麗君 外務大臣、それはあまりにも、あなた、御答弁としては従来の経緯を踏まえてそういうことをおっしゃるのでしょうか、現在日本の大使交換等の事の起りを回顧いたしますと、私は

北村健太郎閣長、わが党の野瀬勝田長のもとに、一員として昭和三十年であったと思ひますが、中

国を経てソ連に参りました。同地に約一ヶ月余滞在をし、ソ連の首脳部と会見しました。そして、

兩國間の戦争状態終結をうたつた平和条約、すなわち国交回復ということには一挙にはならないが、日ソ共同宣言の点については、これはわれわれ間の話し合いによってある程度自信を得たと考

りますが、これが実現するに至つたときの状況判断、その後の経過というようなことを前提として申しますれば、従来から、そ

れで今日に至るまで、日華平和条約というものが、いつまで効力が維持されるか、それが直

接の原因とは考えませんし、いまはなき鳩山さんが大政治家としての感覚を持ち、これまで故人と

なられた河野さんがお供をされまして、御不自由を御進言をいたしたことなどがございます。それが直

接の原因とは考えませんし、いまはなき鳩山さんが大政治家としての感覚を持ち、これまで故人と

なられた河野さんがお供をされまして、御不自由を御進言をいたしたことなどがございます。それが直

接の原因とは考えませんし、いまはなき鳩山さんが大政治家としての感覚を持ち、これまで故人と

なられた河野さんがお供をされまして、御不自由を御進言をいたしたことなどがございます。それが直

接の原因とは考えませんし、いまはなき鳩山さんが大政治家としての感覚を持ち、これまで故人と

なられた河野さんがお供をされまして、御不自由を御進言をいたしたことなどがございます。それが直

接の原因とは考えませんし、いまはなき鳩山さんが大政治家としての感覚を持ち、これまで故人と

なられた河野さんがお供をされまして、御不自由を御進言をいたしたことなどがございます。それが直

接の原因とは考えませんし、いまはなき鳩山さんが大政治家としての感覚を持ち、これまで故人と

なられた河野さんがお供をされまして、御不自由を御進言をいたしたことなどがございます。それが直

接の原因とは考えませんし、いまはなき鳩山さんが大政治家としての感覚を持ち、これまで故人と

なられた河野さんがお供をされまして、御不自由を御進言をいたことなどがございます。それが直

接の原因とは考えませんし、いまはなき鳩山さんが大政治家としての感覚を持ち、これまで故人と

なられた河野さんがお供をされまして、御不自由を御進言をいたこと

平和条約は、第一条のできたときの経過その他から申しますと、「日本国と中華民国との間の戦争状態は」ということになつておりますから、国と国との関係において戦争状態が終結したと、いうふうな——これは経過並びに条約論、純粹な条約論的なことを申し上げるわけでございま

それから、いま中国に対する転機が来ていると申し上げたことは、さっき申し上げたとおりであります。その認識の上に立つて今後どうするかということについては、先ほども申しましたように、一つの中国ということが双方の大きな主張であり、そこが一つの難点になつておりますが、それに対する私の願望と申しますか、基本的な考え方を申し上げたわけでございます。

それから、今後中国政策と対してどうしていく

かということについては、そういう考究の方の上に立ちまして、また、先ほどお述べになりましたような御意見も十分に聞きながら、今後の処するべき最善と思われる道を検討しておるというのが現在の状態でございます。

○足鹿義春　アメリカの軍事占領下並びにその直後の段階におきましては、国交回復は不可能であつたと、そういう状態であったと思います。が、ゆえに、私どもは日中貿易促進連盟を結成いたしまして、その面から国民外交を展開してまいりました。しかし、現在はその貿易の促進すら正常な国交なしには不可能になつてきておるではありますか。これを一体どのように打開なさる御所存でありますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、先ほど申しましたように、今まで政府として選択してまいりました政策といふものは、それなりに適切であつたと、そして貿易もどこの世界の国よりも中国本土との間には御承認のように非常な発展と申しますか、成績をあげております。それはそれなりに、関係の方々の非常な御努力に対し敬意を表する所同時に、かくのごとき成績を示しているといふことはけつこうであつたことだと、こういうふう

に考えておりますが、これからどういうふうにさらには発展するかということにつきましては、中国政策全体の観点から申しましても、十分に検討してまいるべきであると、かような考え方でおります。

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほども申しましたように、そういう御意見につきましても、十分政府としても一つのお考えとして考えてまいりたいと思つております。ただ日ソ共同宣言のことも言及されましたけれども、これはその国との間の共同宣言という方式でなければ、やはりまた効力が発生できないわけで、一方的に日本側だけが申しましたけれども、これは成果をあげるというわけで

はございませんので、やはり中国政策全体の問題として慎重に取り扱っていただきたいものである、かように考えております。

國論といふようなものについての、実際的につきわ
意による共同宣言といふことも一つの私は方式で
ありますと、先ほど來申しておりますような一つの中
政府との関係とは別問題であります。そうじやない
ですか。それも否定なさるんですか。

○足鹿麿君 ではお聞きしますが、日本政府として明快な政府の態度というものがなければ、そういう方法も実効をあげることができない。そこで基本的な、いろいろ申し上げましたような上に立つての、やはり総体的な全体の政策との関連においては、これは考えられなければならぬ問題である、かのように存じております。

て、当面日中國交を回復せしめるための必要な措置としては、具体的にどういうことをお考えになつてゐるのですか。

い、かような認識に立つておりますけれども、その具体的な、この件についてはこうする、こうしたことについてはこうするということを、まだ申し上げるまでに政府としての見解が固まっておりません。こういうことを申し上げておわけござります。

○足鹿覺君 政府としては固まつておらない。私どもが仄聞しておるところによりますと、アルバニアは案に沿、外務省の方にあつても、この青筋

をすなおに認識すべきであるという議論も急激に高まつておるやに聞いております。つまり、論議が急速に高まつてきておるということであろうからと思ひます。固まつておらないということは、論議をしておるが、結論にならなか到達しない、

かのように私は解釈いたします。そういう角羽の上に立つて、たとえはどういう点が問題となつて論議をされ、固まつておらぬのですか。

問題については、かねがね一番大切な問題として研究につとめてまいりましたが、特に最近におきましては、いろいろの角度から真剣に論議を戦わせておりますので、ただいま仰せられましたように、検討を進めておるが、具体的に結論は出ていない、これが現状でございます。

それならばどういうことを問題にしているのか、これは抽象的になりますけれども、日本の国益、それから国際緊張の緩和につながるような

線、あるいはまた国際信義——これもいろいろの意味が含まれておりますけれども、そういう点を十分に分析し、見通しをつけ、そうして国内にいろいろの活発な御意見がござりますが、これを十分に取り上げて、いわばこういう重大な問題についてましては、国民的にいろいろの議論や意見が戦わざることが望ましいことである、こういうう

うに考えておりますが、それらを十分に取り入れて、あるいは分析し、そして政府としての最善と、もう一方途を探究し、かつ国際的にもそういう考え方を展開していくべき問題である。それだけに政府といたしましては、きわめて慎重ならざるを得ない。率直に申し上げまして、これが政府のただいまの立場でございます。

○足鹿覺君 つまりいろいろ表現は、外交官でありますから、あなたは豊富でありますが、私ども

は野人でありますから端的に言わせていただきま
すと、日本政府は台灣政府との國際信義というう
とにやはりこだわっておられるんではないで
すか。そのことにこだわっておられるから前進がな
いのではないでしょうか。端的に私はそういうを

○國務大臣(愛知揆一君)　この点は先ほども触れましたが、日本政府だけの問題ではございませんで、国連の代表権を審議いたしました国連の場におきましても、表決にあらわれ、あるいは表決には棄権という形であらわれませんでしたけれども、やはりこの問題が国際的にも非常な関心のありますところであるということは言えるのでござりますから、いわんや日本といったとしても、この問題に

についての処理ということについてはほんとうに慎重にならざるを得ない、これはそういうふうに考えておるわけでございます。そうしてまた、イタリアの場合、カナダ等の場合におきましても、御案内のように台湾に対する中華人民共和国政府の態度、見解というものについてはテークノートする、あるいはその見解に対してもチャレンジもないが、エンドースもしないという、この結果に至りますまでに、実に長い時間がかかったという

ことも、これまた事実なんぞございまして、やはり日本のみならず、この問題につきましては、それぞれの立場において、また先ほど申しましたよ

うに、日本から見ればきわめて軽い立場にある

ような、

そういう国々でも、本件について

は非常

な処理に苦労をされたという事実を見ましても、

政府といたしましては、真剣に検討せざるを得ない問題の一つであると、かように考えておる次第であります。

○足鹿覺君　あまりきょうは長くやるつもりではありますんが、要するに、としますと、台湾との信義関係のみではない、とするとアメリカ問題ですね、あるいはアメリカに気がねをし、またはアメリカに気がねをする理由としては、ある程度依存をしておる、そういうたよな國々、そういうた面が國際信義の問題から今日まで日本をして踏み切ることができなかつた、中国問題について踏み切ることができなかつた、そのようにも判断できます。要するに、アメリカの軍事力のアジアからの引き揚げは、これは外務大臣希望するといふとを間わず、これはテンボが早くなると思ひます。この点はお認めになりますか。

○國務大臣(愛知揆一君)　ニクソン大統領によつて表明されている公式の幾つかの大きな見解、たとえばグアム・ドクトリン等を含めまして、アメリカはアメリカなりの見解を持っておりますし、

また、いわゆるオーバー・コミットメントはいたしましたくないということは、私はアメリカといつたましても当然考へておることであろうと思ひます。一方、日本いたしまして、やはりアメリカとの関係あるいはアジア諸国との関係、あるいはその他の國々との間の協調関係ということも、これまた十分考へていかなければならぬ大きな要素であることは当然であろうと思ひます。

○足鹿覺君　最後に、これ以上時間もだいぶおそくなつてしまひましたので申し上げません。別の機会に触れますか、あらゆる点から総合的に考へてみて、日中間に平和な国交関係を樹立することは、その他の國々との間の協調関係といふことは、あなたの方も必要とお認めになつておる。これはテ

ンボの問題だと、かように解釈してよろしいであります。

いたしまして、本日の私の質疑はこの程度でとどめます。

○國務大臣(愛知揆一君)　冒頭にも申し上げましたように、事実として長い間にわたりまして八億の国民が中華人民共和国政府のもとに統治されて

いる。しかもこれが隣国であつて、日本とは歴史的

にも、また将来におきましても、イデオロギーは

違うかもしませんけれども、正常な関係に入り

たい、というのは、これはだれしもの願望である。

政府ももちろんそういう考え方を持つておるとい

うこととは、私は基本的な考え方として申し上げら

れると思います。

○足鹿覺君　テンボの問題、テンボを早めなさいということは、どうですか。

○國務大臣(愛知揆一君)　それから同時にテンボにおいては非常に急ぐ、早くやれと、期限を切つてでもやれという御意見は、私は承知いたしておりますけれども、大切な問題でありますから、期限を切つてというふうなことは、少しお急に過ぎるのではないかと考へておりますから、そういう意味ではテンボの問題といふことも言えるかと考へます。

午後六時三十四分開会
午後五時二十五分休憩

○委員長(西村尚治君)　ただいまから内閣委員会を再開いたします。

本案に対する本日の審査はこの程度にいたしま

す。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十五分散会

昭和四十五年十一月十八日印刷

昭和四十五年十一月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

M